

第9日目(12月15日)

議長(若井達男君) おはようございます。延会前に引き続き、本会議を再開いたします。

議長 ただいまの出席議員数は25名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、塩谷寿雄君、家事都合のため午前欠席、病院事業管理者、公務のため欠席の届出が出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

質問順位16番、議席番号6番・黒滝松男君。

黒滝松男君 おはようございます。傍聴者の皆さん、大変ご苦労さまでございます。よろしくお願いたします。それでは通告書によりまして一般質問をさせていただきます。

城内、大巻、五十沢の中学校区の学区再編について

学区再編を検討するに当たっての基本理念の一つである、学区再編を進めていくためには保護者や地域住民の理解が不可欠というようなことを受けまして、今年春以来、教育委員会から城内、大巻、五十沢の中学校区と第一上田、第二上田小学校の85集落に出向いていただきまして、丁寧な説明のもと学区再編懇談会が開催され、全集落が終了したところでございます。大変ご苦労さまでございました。そこで、3月定例会でも質問しましたが、再度、城内、大巻、五十沢の中学校区の学区再編についてお伺いをいたします。

懇談会の出席者・出席率は、資料を見ますと城内地区で232名、17.4パーセント、大巻地区で138名、12.8パーセント、五十沢地区では157人、14.6パーセントとトータルで527人、率に直しますと14.9パーセントと若干参加が少なかったようではございますが、さまざまな意見・要望・質問等々が出されておりました。懇談会参集者集計表を見ますと、およそ500件を超える意見・質問等々の中で、小さな統合を繰り返すのではなく六中も含めた南魚沼市全体の再編を考えるべきではとか、また、新しく建築するのか、既存の学校の増改築か、統合中学校の場所に関することも多く意見が出されております。

子どものことを考えると消極的に賛成も含めまして、統合はやむを得ないが約110件前後あったように思われます。また、反対的に今の中学校の継続を望むというような意見がおおよそ70件あったようでございます。この数字は私が調べたところの数字ですからちょっと定かではないかもしれません。

今後の進め方として、部活動の連携など小規模校のデメリットを克服する具体的方策を検討し、可能なものから実施をしていくということでありまして、統合の是非や目標年次を継続して協議をしていかなければならないというふうなことを受けまして、スケジュールとしては平成23年6月には「教育を考える会」仮称でございますが設置をして進めていくというふうなことで載っておりました。

そこで、生徒数が年々減少していく中、先生の人数も当然削減されますし、専門教科担任

先生の不足、部活の選択ができない等々、子どもにとっては好ましくない環境が見えていること、また、懇談会の参集者集計表でも具体的な検討材料を示していただきたいというふうなことも書いてありましたけれども、教育委員会が中心となって、早急に素案といいますかたたき台をつくって、「教育を考える会」等々で十分な協議をして方向性を示すべきだというふうに考えております。

特に統合中学校の位置、場所につきましては、先ほども話をしましたように多くの意見がありましたし、大きな判断材料の一つとなると。それによっては統合の是非にも影響を与えるのではないかなというようなことでありますし、慎重の上にも慎重に進め、問題が生じないようにしなければならないというふうに考えております。五十沢小学校でも統合に5年かかったというふうなことを聞いておりますし、性急な結論は当然避けるべきだというふうに思いますが、先送りはできない問題だというふうにも考えております。

基本理念にありますように切磋琢磨が望める1学年2学級以上の、子どもにとって好ましい教育環境とは何かというふうなことを第一に考えまして、素案、たたき台をもとに丁寧に説明し、また地域と一体となって我々議員もしっかりと議論をして、方向性を定めていかなければならないというふうに考えております。これに対しまして市の考え方をお伺いするものであります。壇上からは以上でございます。

市長 おはようございます。傍聴の皆様方大変ご苦労さまです。どうぞよろしくお願いたします。

城内、大巻、五十沢の中学校区の学区再編について

黒滝議員の質問につきましては、教育長に答弁をさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

教育長 城内、大巻、五十沢の中学校区の学区再編について

黒滝議員の質問に答弁を申し上げます。前段、議員からお話しいただきましたとおりでありますので、懇談会の様子等については省略をさせていただきます。お話にありましたように出席者の数は決して多かったとは申せませんが、しかし、その前の年にPTA関係の皆さん方には同じ話をしておりましたので、具体的な方向が決まっていない段階では、その話もう聞いたからというふうな判断をされた方々も相当おられたのではないかなと、このように思っております。

議員からご指摘いただきましたように、この後の方向これらにつきましては、私ども教育委員会が中心になってさまざまな状況等々について調査した上で、また市民の皆さん方に諮っていききたいとこのように思っております。

統合の是非に関わらず、小規模校の良さを生かしつつ、議員からもご指摘いただきましたその小規模校のデメリット、大きく分けて三つだと思っておりますが、この三つを軽減する方策はないのかというところに重点を置いて、まずは検討してみたいと思っております。部活動の合同練習あるいは合同チームの編成、体育祭・文化祭などの共同実施、こんなことができるかどうか。こういったことは、仮に統合するにしましても統合前に子どもたち、あるいは

地域の皆さん方の意識の統一といいますが、融和を進めておくということが、仮に統合した後の学校運営にとって非常に大切だと、このように思うからであります。また、このことによって仮に小規模校のデメリットが相当程度解消できるとすれば、この後申し上げますが、市民の皆さんからも出された3中学校を今統合しても、今はちょうどいい人数だけでも、この先また小さくなるのではないかということや、その後、六中の生徒数の動向ということもあるぞと、こういうふうなご指摘も含めた検討ができるかもしれません。

そういったこともありますので、繰り返しになりますが、統合の是非に関わらず、小規模校の良さを生かしつつデメリットを軽減する方策があるのかないのか。この辺を具体的に検討してまいりたいと思っております。そして、これから私どもが詰めていく中身といたしましては、統合するとしたらどこに、学校の位置はどこにするのか。その場合、新築するとなればどのくらいの費用がかかるのか。あるいはどこかの学校を使って増築等で対応するとした場合には、どの程度の経費がかかってどういう課題が積み残しになるのか。

先ほども触れましたが今後の生徒数の減少の動向についてといいますが、生まれていない子どもの人数は数えられないわけでありまして、結婚の状況等々も参考にさせていただきながら、もう少し先の推計を何とかできないものか。六中との統合とか、あるいはもう少し大きくとらえますと、大和中学校も40年を経過しておりますし、塩沢中学校も30数年経過しております、校舎の状況等々も必ずしも将来にわたってこのままでいいという状況ではないとこのようにも判断できますので、その辺のことも一部視野に入れながら、この問題についての検討もまたしてみたいと思っております。

なおかつ、仮に今の3中学校を統合するというところにいった場合には、統合後の校舎が二つ空くわけでありまして、この校舎の有効利用というふうなこともあわせて検討してみたいと思っております。

地域の皆さん方との協議のスケジュールでありますけれども、今は既に12月半ばでありますので年明けの1月下旬頃に関係の行政区長の皆さん、3中学校の教員の皆さん、それから保護者PTAの代表等に集まってお話しして、「教育を考える会」仮称でありますけれども、設置に向けての事前の相談をしてみたいと思っております。

そして、4月になりますとこの考える会の設置の準備を行いまして、委員を委嘱し6月下旬頃に1回目の「教育を考える会」を開いてまいりたいとこのように思います。ですので、この6月下旬頃までには、私どもの方で委員の皆さん方に検討いただくための情報、先ほどちょっと触れましたが例えば新築するとなれば幾らかかる、あるいはそれには用地の取得等々から含めると何年ぐらい必要になりそうか。あるいはどれかの学校を使った統合とした場合には、どの程度の費用がかかって、そしてそれをやってもどういう課題が積み残しになるかというふうなことも含めて、資料を提供しながら検討いただく、そういう運びにもっていきたいとこのように考えておるところであります。

黒滝松男君 城内、大巻、五十沢の中学校区の学区再編について

それではもう少しお聞きしたいと思っておりますが、教えていただきたいと思っております。こ

の集計表といえますかそれにも五十沢小学校のことをスケジュール的に同じような考え方で進めていきたいというふうなことも書いてございました。5年ぐらいかかったというふうなことを聞いているわけでございますけれども、もう少し具体的に五十沢小学校の進め方といえますか、進めた考え方も含めましてスケジュール等々をお聞かせ願えればと思いますが、よろしく願いいたします。

教 育 長 城内、大巻、五十沢の中学校区の学区再編について

五十沢の統合の場合、ケースを振り返ってみますと、発端は老朽化が進んだ今の五十沢小学校を建て替えるのかどうするかというところから始まっておりました。当時私どもは統合ということ余り念頭に置かずに地域の皆さんと相談に入りました。その結果、1年ちょっと経ちまして、やはり統合がいいなというのが地域の保護者の方々からの声でありました。それを受けて西五十沢小学校の保護者の方々に話を出しましたので、そういった関係もあってこの辺を利用したということでもあります。

今回の3中学校の場合には、統合の可否からもう入りますから、前段の1年あるいは1年半の部分はカットできる可能性があります。ただ、五十沢の小学校の場合は同じ五十沢地区の中の話でありましたので、比較的事前の交流等も多かったわけでありますから、話が統合に向かうことが比較的簡単だったということも言えると思いますので、今回は城内、大巻、五十沢というそれぞれ三つの地区にまたがる話でありますから、その部分の合意、あるいは議員からもご指摘ありましたように場所によっては、という意見が、考え方が変わるという可能性も全く否定はできないと思います。その辺のところを考えますと3地区にまたがるということがどのくらいの時間がかかるか、これはまだどのくらいということなかなか申し上げられませんが、私自身の頭の中でも、どのくらいあればというふうなところは整理についておりません。

ただ、先ほど申し上げましたが、私どもの方で皆さんから検討いただけるそういう資料を整理しながら、できるだけ短期間の間に、なおかつ皆さん方から十分議論をいただくというそういう時間をとりながら、大方の皆さんから納得いただけるそういう方向を探ってまいりたいと思います。ですので、総合的に見ますとやはり5年ぐらいはかかるかなとこのような印象を持っているところであります。

黒滝松男君 城内、大巻、五十沢の中学校区の学区再編について

ありがとうございます。もう1点、先ほど来年の6月にはという話がありましたけれども、その質問の中にも生徒の数そのものはきちんと示されておりますが、特に先生の数といえますか、今、非常勤の方もおるといようなことも書いてありましたが、その生徒が減るにしたがっての先生方、特に教科担任というようになるかと思っておりますけれども、その辺のこともきちんと示していただきたいというふうな意見もあったやに思います。その辺のことをぜひ、素案といえますか資料に入れていただきたいというふうに思うわけですが、いかがでございましょうか。

教 育 長 城内、大巻、五十沢の中学校区の学区再編について

今現在の三つの中学校が抱えている切実な問題の一つとして、美術ですとか音楽ですとか、そういう教科の専門の教員をなかなか確保できないという共通の悩みがあります。これは議員ご承知のとおりであります。学級数によってその学校に配置される教員の数が決まりますので、1週間に授業時数の多い教科、英語、数学、国語といった教科をどうしても優先的に教員を確保しなければならない。そうしますと、先ほど今申し上げました音楽ですとか美術ですとか技術、家庭科ですとか、こういった教科についてはなかなか専門の先生を確保できないということになってまいります。

このことにつきましても、3校で兼務で専門の先生を置くことができないか、そういったことも今、検討しているところであります。このことについては前々から検討はしてまいったのでありますが、それぞれの学校の事情等々もありまして、なかなか実現が難しかったという経過があります。今後、この辺のところがこの検討の大きな方向を決めるものになってくるとお思いますので、既に3中学校の校長には、例えば部活動の合同練習等々のこととあわせて、中学校での専門の先生の兼務ということについての検討を指示してあるところでもあります。ぜひ、何らかの資料にまとめて提示したいものと考えております。

黒滝松男君 城内、大巻、五十沢の中学校区の学区再編について

ぜひ、そういった方向で早急に進めていただきたいというふうにお願いをいたします。市長にちょっとお聞きしたいと思えますけれども、平成19年にこの学区再編の検討委員会に諮問をされたときに、純粋な教育的見地からと、財政のことはちょっと置いていてというふうなことで諮問されたというふうに聞いているわけですが、今ほどの私の質問も含めまして、財政のことは置いてというふうなことでされたわけですが、経済情勢もこういうふうに変ってきているわけです。その辺のことについて市長の考え方を伺いたしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

市長 城内、大巻、五十沢の中学校区の学区再編について

具体的に3中学校の統合がなるか否かという部分について、財政的にまだ検討したということではありませんけれども、おおむね20億円、例えば新しく建てるとすればということですが、20億円前後だろうと。20億円から30億円の間という気がしております。ですので、方向性が見えれば当然それに向けて、どういう財政的な構築をしていくかということをやらなければならないわけでありまして。

先般もちょっとお話が出ましたが、例えば特例債対応期間であれば、相当有利な特例債を活用するという部分も考えられますし、それを外れると非常に、特例債は使えないわけですし、28年度からは投資的経費は今の半減ということが大体数値目標に示しておりますので、厳しい状況でありますけれども、そうなればこれはやらなければならないということでありまして。

ですから、余り財政で、財政が心配だからやらないとか、そういう議論は避けていただきたい。私が28年や29年までいるかいないかは別にしまして、早めにそういう方向性が出れば、その財政の手当は今からきちんとやっていくということでありまして。余り財政に

こだわって金がかかるから統合しないにしようとか、そういうことはやはり本末転倒であります。まず、純粋に教育的見地で本当にどういう形がいいのか、この方向を出していただきたいというふうに私は思っております。

議長 質問順位17番、議席番号12番・寺口友彦君。

寺口友彦君 おはようございます。市民の皆様には、足元の悪い中、傍聴においでいただきましてありがとうございます。

人口減少が止まりません。少子高齢化も止まらない。20年後には人口の4分の1が減り、5万人ほどの市になるであろうという予測も出されております。全国的に見ましても、こういう状況の中で若い世代には将来に不安を持ち、上の世代を支えるという仕組みに不満を持っているようであります。この道はいつか来た道であると同時に、いつか通る道である。そういう考えの下に将来の世代にどのような負担が残るのか。そういうことを考えて、住民の皆様が主役であるという立場で質問を行います。通告にしたがいまして五つほど。

1 保健・医療・福祉について

まず、保健・医療・福祉であります。デイサービスとリハビリを提供する施設を充実し、在宅介護支援を進めることに対する考えを問うものであります。質問の趣旨は、所信表明資料にあるとおり10月末での要介護度別認定者数は総計2,774人で、22年3月末に比べると76人の増であります。そのうち8月分のサービス受給者数は居宅介護サービスが1,758人、地域密着型サービスが237人、施設サービスが511人となっております。今現在、施設介護の入居希望者は410人ほどであります。

一方、保険給付費を見ますと5月から10月までの6カ月間に介護サービス諸費が20億6,030万8,000円で、予算執行率46.9パーセントとなっております。23年度には110床の病床が実現をし、重度の要介護者は全て入居できる見込みであるそうであります。

介護サービスの点数アップやサービス利用増は介護給付費の増につながり、また、介護保険料の値上げと一体であります。高齢者世帯のみならず要介護者を抱える世帯にとっては、経済負担が重くなるばかりであるが、少ない費用で必要なサービスが受けられるというこの介護保険制度というシステムを崩壊させてはならないと思います。

高齢者にとって必要なのは、生活に必要な体力が衰える速さをいかに遅くさせるかということであります。病气やけがからの回復のためのリハビリというのは一般的であります。体力を維持するために必要なのはリハビリテーションであろうとも考えます。医療機関でのリハビリに比べて介護保険でのリハビリには移動手段の手間がない分、利用者には便がよい。施設整備にかかる費用は入所施設整備に比べて格段に安く、民間の参入も多くが期待できる。公共施設の空き部分の利活用にも応用できると考えるからであります。

2 教育・文化について

次に教育・文化であります。低下傾向を見せ始めている学力を向上させる対策についての考え方を問うものであります。質問の趣旨は、南魚沼市教育基本計画検討委員会の報告の中に、南魚沼市内の生徒児童の学力についての記述がありました。全国及び新潟県と比べて小

学生がほぼ同等、中学生は下回るという認識であります。市報にも報じられておりますが、学力調査の方法が今年度は抽出にかわり、全校での調査結果ではありませんが、学力向上のため新潟県では今年の9月より各学校にWebサイトを利用した学力調査問題を発信しております。利用の仕方は各学校に任すという建前でありましたが、実際は全校での何がしかの取組を強制するものとなっており、2学期に入りこの利用の仕方が各学校でも明確になってきているようであります。

家庭学習の時間が少ないのは低学力の一大原因であると、そういう見方が一般的であります。南魚沼市教育基本計画検討委員会から出された基本計画(案)は、23年から向こう10年間の市の教育の指針となるものであり、五つの姿を掲げております。昨年の10月から検討を始め13回の委員会開催の末に、現状認識と問題解決に向けての具体的な方策をまとめていただいた検討委員会に敬意を表するものであります。

基礎学力、確かな学力が子どもたちに定着していて、初めて五つの姿は現実化するものと考えます。中学校の魅力づくりを急がないと、市外の中学に進学する子どもたちを引き止めることはできないと、以前質問をしました。そのために必要なのは一にも二にも学力向上であります。基本計画(案)を基に学力向上にどのように取り組むのかであります。

3 産業振興について

次に産業振興であります。ショッピングセンターララをメディカルモールとして「健康を売る」施設として活用する考えについてであります。

質問の趣旨は、市の基幹産業である農業が受けた猛暑等による被害は、14億8,000万円ほどであろうと報告がありました。国の戸別所得補償モデル事業での補てん分を差し引くと6億円ほどの収入減となる見込みであります。非主食用米作付けへの誘引となるはずのこのモデル事業を、主食用米の過剰作付防止と農家所得の安定につなげるため、新潟県は米粉ビジネスに本格的に取り組む姿勢を強めております。粒であろうと粉であろうと米の消費量を増やすことが、農業の6次産業化と食糧安全保障には欠かせないと強い意識のあらわれであり、市も後れをとってはならないと考えるが、今回は別の産業振興策について伺うものであります。

新図書館を、六日町街づくり会社が経営するショッピングセンターララ内に建設するという考えが、市長から表明されました。会社そのものをどうするかという問題と図書館建設とは分けて考えるべきだと思います。ちなみに新図書館に附属する資料館は研究機関でもあり、当然研究者を置く必要があり、今泉博物館に併設するのが最善であると私は考えますが、今回は新図書館についての質問ではなく、公共施設を核にして駅前商店街、中心市街地を活性化しようという産業振興策について質問をいたします。

基本的には公共施設を核にしようという考えには反対をしません。しかし、産業振興策として市税を投入するのであれば、雇用の創出と確保、市税の増が明確でなければならないと考える。以前、市の人口構成比率を見ての産業振興について質問をしましたが、高齢化の進む南魚沼市が65歳以上人口を対象とした産業振興策の先べんをつけるべきと考えます。

今のララの利用者を見ますと、循環バスを利用して医療機関にかかり、薬をもらい買い物をして帰る高齢者が多い。ここをメディカルモールにして、健康いきいき、そういう面を市内外にアピールすることが南魚沼市の中心部にふさわしいと考えるものであります。

ここララに来れば、心も体も健康になり、いきいきした表情が生まれる。およそ健康に関するものは全てここで提供できる。医療の専門機関あり、心も体も健康になる運動ができ、食材をはじめとした食も提供できる。進化した情報機器を駆使しての健康に関する情報も簡単に手に入れることができる。健康に関する全てがここに来ればそろっている。そういう施設整備が優先されると考えるからであります。

4 住環境整備について

続きまして住環境整備であります。公共交通機関鉄道に対する親しみを増し、感謝の心をあrawす鉄道まつりを新しい市民まつりのメインイベントにすることを考えるものであります。

質問の趣旨は、平成22年度の除雪計画が3地域で総延長555キロ787メートルと策定され、この冬に備えての市民の皆様への足確保に向けて準備が整っています。一方、市内の公共交通機関で主要な役割を果たしてきている上越線は、全線開通から来年で80年となります。この間、鉄道輸送から道路輸送へと輸送手段の主力が交代してきている中で、鉄道に対する親しみや感謝の気持ちも変化をしてきています。

しかしながら、経済的、文化的、社会的発展に上越線が果たしてきた役割ははかり知れないものがあります。また、2014年には北陸新幹線が金沢までの営業運転を開始し、ほくほく線が果たしてきた北陸地域への輸送の主役が交代しようとしています。上越線、上越新幹線、ほくほく線と3本の鉄道が通る南魚沼市に鉄道が果たしている役割を再認識し、今後どのような問題が起き、市はどう対処していかなければならないかを、市民の皆様とともに考えるきっかけづくりに鉄道まつりをやるべきであると考えからであります。

5 行財政改革・市民参画について

最後に行財政改革・市民参画であります。統廃合・再配置が課題の学校施設の再利用・活用に対する考え方を問うものであります。質問の趣旨は、道路供用、上下水道などの経済的インフラは、法律によって管理者が担うべき範囲が極めて広くかつ複雑になっているため、これらが足かせとなって民間委託の制限が強い部分であります。

一方、庁舎、消防施設、公立学校、給食センター、病院、産業振興施設、観光施設、福祉施設、文化会館、公民館、図書館、美術館、博物館、スポーツ施設、公園、住宅、廃棄物処理施設、斎場などの社会的インフラは、民間活力の導入が容易であります。少子高齢化が進む南魚沼市において、これらの社会資本ストックをいかに効果的、効率的に更新、維持管理をしていくかは、将来世代にかかる負担をいかに減らし、安心・安全な市民生活を恒久的に維持していくための大きな課題であると考えます。公的不動産というべき自治体の所有する不動産の有効な活用と最適化をすることは、自治体の限られた財源の中での経営財源の適切な選択と集中のための戦略を持つことによって、初めて可能となると考えるものです。

市の保有する公共施設に関するデータを例えば運営経費、利用状況、修繕履歴などを収集分析し、部門横断的に活用する仕組みづくりはどの程度進んでいるのでありましょうか。特に統廃合・再配置が具体化している学校施設の再利用・活用に関して、データの部門横断的な活用はどうかということでもあります。

以上壇上よりの質問を終わります。簡潔明瞭な答弁を期待いたしまして、答弁内容によりましては自席にて再質問いたします。

市長 寺口議員の質問にお答え申し上げます。簡潔明瞭に努めようと思っておりますが、なかなか質問事項も多岐にわたっておりますので、どの程度が簡潔明瞭かちょっとわかりませんが、精一杯簡潔明瞭にお答えをさせていただきたいと思っております。

1 保健・医療・福祉について

リハビリそれからデイサービスの件でございます。市内においての施設の整備状況というのは議員ご承知だと思いますが、傍聴者の皆さんもいらっしゃいますのでちょっとお知らせを申し上げます。現在市内においてデイサービス、リハビリをサービスとして提供している事業所が、通所介護15カ所で定員403名、通所リハビリテーション3カ所で定員120名、訪問リハビリは1カ所それから認知症の高齢者デイサービス3カ所24人、合計547の定員数ということになっております。これが整備をされているわけでありまして。

第4期介護保険事業計画これは21から23でありますけれども、地域密着型施設整備に重点を置いて整備を進めてまいりました。既に開設しているところもございますけれども、平成22年度末には地域密着型介護福祉施設これはミニ特養2カ所で定員58名、それから認知症対応共同生活介護グループホームですけれども3カ所6ユニットで定員56名、小規模多機能型の居住介護施設1カ所で登録定員25名、認知症の高齢者デイサービス1カ所12人、通所介護デイサービス1カ所定員25人、これがトータルで176名、この施設が開設をされる見込みであります。

施設整備も計画どおり今、一応順調に進んでおります。そして23年度に計画しております小規模多機能型居宅介護施設1カ所につきましては、今、公募により事業者を決定したく準備を進めているところであります。

介護基盤の緊急整備特別対策事業の位置づけで、平成23年度中に第5期施設整備前倒し分として特養ホームの開設に向けての準備も進めているところであります。施設内容は特養の老人ホームこれが定員70名。短期入所ショートステイです、これは20名。認知高齢者デイサービス10名。通所介護デイサービスが20名。トータルでこれが120名。これが整備をされますと、さっき議員おっしゃった要介護4～5の待機者の解消がほぼ完了するといえますが、若干のあれはありますけれども、ほぼこの待機者の皆さん方が入所ができるということでもあります。

そして通所介護事業所におきましては機能訓練の提供、これは議員おっしゃったようにやはり機能の訓練、機能の劣化を防ぐという意味で、これが一番大切なことでありまして、この提供が必要でありまして、機能訓練指導員を配置して機能訓練を行うこういう場合には、

個別機能訓練加算の請求も可能となったところであります。

今年の7月にオープンしました通所介護事業所におきましては、施設の新設ではなくて民間住宅の利用でトレーニングマシン等を導入して機能訓練を図ることを主眼に開業を展開しているところもあったわけでありまして、今までになかったサービスの内容でありまして、今後の機能訓練効果これを見守っていきたいと思っております。

通所リハビリの開設には、人員基準において医師の確保も必要なことでもありますので、なかなか厳しい。市内にある通所リハビリ3カ所とも医療施設に併設をしていると。そしてデイサービスを提供しているということでもあります。

24年から始まります第5期介護保険事業計画これにおきましては、計画策定の準備としてこの12月10日から「生活と介護の実態調査」を今実施しております。対象は65歳以上で要支援1から要介護2 要介護3以上は除いております これまでの方で約1,000名を対象にして今調査をしておるところであります。この調査で在宅介護支援をはじめとする今後必要とするサービスのニーズが把握できますので、その結果を24年から始まります第5期介護保険事業計画に生かしていきたいと思っております。

この計画策定ですが、議員、これもおっしゃってございましたが、施設整備が進めば進むほど介護保険料はやはり高額に、上がっていかざるを得ないというところでもありますので、特にこの第1号被保険者の保険料額を念頭に置きながら、施設整備を進めていかなければならないという思いであります。

ですので、いろいろ申し上げましたけれども、議員のおっしゃるとおりの在宅介護支援もきちんと進めていって、これからの高齢化社会に対応していくという考え方であります。

2 教育・文化について

2番目の教育・文化については教育長に答弁をさせます。

3 産業振興について

3番目のショッピングセンターララをメディカルモールということでもあります。ちょっと舌足らずな面がありまして、ララに図書館をとということの中で、あの施設は皆さんご承知のように約8,000平米近くあるわけであります。そこで、図書館として必要な部分は約3,000平米ということをお答えをいただいておりますので、簡単に申し上げますとララ全部を図書館にするという考え方ではありません。ですので、ショッピングセンターも残る部分もありますし、今そこに入っております、やすかわ医院、米倉医院、この病院についてはぜひとも残っていただく方向でこれから調整を進めていきたいと。

そうしますとショッピングもできる、お医者さんにもかかれる、そしてその情報を得るための図書館整備もそこでできるということでありまして、ショッピングモール メディカルモールということではありませんけれども、そこに文化の入ったそういう部分に仕上げていきたいという考えで、今、基本的な計画をお願いしているところであります。これがどういう形で実現していくかというのは、まだ、ちょっと未知でありますけれども、ぜひとも皆さん方から協力していただいて、あそこにすばらしい情報収集と発信と、そして医療施設も

兼ね備えて、またショッピングもできるという形をつくり上げていきたいというのが私の構想でありますのでご理解をいただきたいと思ひます。

なお、医療モールのな考え方につきましては、県立の六日町病院を、我々が基幹病院開院時には引き受けるわけでありませうけれども、当然でありますが今の199床ですかのベッド数は必要なくなるわけでありませう。そこに民間医療機関も含めた医療モールのな考え方を今、県の方にも提示をしながら、民間の中でもそこに立地をしたいという意向を持ってらっしゃる医療法人もいらっしゃいます。六日町病院で受け持つ診療科目以外の診療あるいは入院、手術こういう部分を担当していただけるような医療施設を併設ができればという思ひで、今ちょっと考え方を県の方にも提示しているところでありませう。医療法人の方には希望的なことは聞いておりますので、これから具体的にまたお話に入りたい。そういう進め方をしておりますのでご理解をいただきたいと思ひております。

4 住環境整備について

鉄道まつりでありませう。先般、岡村貢翁の偉業をたたえて、あそこに銅像の隣に碑を設置しまして除幕式等も含めて行われて、私も当然ですが出席してまいりました。非常に感銘をいたしましたし、ご子孫の方々が今なお法師温泉で頑張ってらっしゃるとこういうこともお聞きかせいただきました。今の上越線がなければ、当然でありますけれども上越新幹線もこの地に敷設されることはなかったわけでありませう、当時、信越線経由といひますか十日町経由での鉄道網の整備ということが主力であったところに、岡村貢翁あるいは湯沢の南雲さんでしょうか、本当に大変なご尽力をいただいてこういう形ができたわけでありませう。これは感謝をしてもしきれない大変な偉業だといふふうに感じております。

ご承知のように来年が上越線開通80周年ということでありませう、この記念イベントは考えております。が、継続的に鉄道まつりという形でやっていけるか否かといひのは、まだ検討もしておりませうので、ちょっとここでそれをどうだこうだといひることには至りませうけれども。考えてみますとこれを関係する組織、あるいは地域の皆さんがそうだと。例えばJR等も含めてそういう形をやっていこうという気運が盛り上がれば、これは当然やっていく方向でいいと思ひますけれども、余りにも市がこれを主導いたしました途で先細りになるという懸念もございませうので、その辺は慎重にちょっと対応をさせていただきたいと思ひております。とりあえずは80周年の記念イベントを成功裏に導くということに全力を掲げさせていただきたいと思ひております。

5 行財政改革・市民参画について

統廃合・再配置の学校施設等いわゆる公施設の利活用でありませう。今、空き施設、例えば今の五十沢小学校、西五十沢小学校これは具体的にもう出てきているわけでありませうが、それらの他にも若干昔からの部分とかそれらもございませうが、これは全ての情報を今、企画政策課に集中をさせていただいて、その後、全庁に情報を伝達した上で、有効利用すべき他の用途があるかを内部協議をさせていただいております。そして例えば他の用途でこうだといひることがあった場合に、改修費、維持管理費これらを勘案した上で判断させていただきたい

と思っております。

他の活用用途がない、あるいは改修費用が相当高額になる、ですのである意味で投資に見合う効果が見いだせないということになった場合については、売却あるいは施設の取壊しこれらを検討しなければならない、そういう処分を判断させていただこうと思っております。

具体的には今現在、五十沢小学校、西五十沢小学校のことにつきましては、統合決定後から庁内で各部門での利用希望、問題点等を内部で研究してまいりました。そして今月の23日の夜に、両校この施設について五十沢の皆さんから集まっていただいて、意見交換を行うということにしております。地元としての跡地利用希望、市としての事前研究状況、これからの進め方に対する意見聴取、これらをさせていただきたい。

閉校式にも私も出席させていただいて、これから皆さん方が主になって学校の利用方法を考えていただきたい。そしてそこに市も加わって、一緒になって跡地利用をきちんと考えていきたいと思います。そしてそこを申し上げてきておりますので、これから具体的な協議に入っていくということでもあります。

なお、他の空き施設等についてはそれぞれ検討を進めておりますが、まだ具体的にこの部分をこうするという事は、決定はしているところではありません。例えば深谷市から頂戴いたしました深谷市山の家この施設ですけれども、まだ用途的にはどういう用途に使えるのか、あるいは施設の老朽度といいますか、こういうものも勘案しますとなかなか簡単ではないと。宮永先生から一度見ていただいて福祉施設にいかがかということで、温泉もありますので、そういうことも検討させていただきましたが、建物の構造が段差が非常にあり過ぎて、ちょっと福祉施設には向かないということでもありました。いろいろ考えながら検討を進めてまいりたいと思っておりますので、もし何か情報がございましたら、また提供いただければと思うところであります。以上であります。

教 育 長 2 教育・文化について

学力について教育長が答弁申し上げます。議員ご指摘のとおりであります。全国学力学習状況調査、これは平成19年から3年間悉皆調査で実施をしております。この3年間のデータを総合しますと、小学校は全国を100とした場合、市内平均は99、中学校は同じく98という状況であります。

何かの折に申し上げたような気もしておりますが、学年が進むにつれてよそでは、全国では学習時間が増えていくのに対して、私どもの市内の子どもたちはなかなかそれが追いついていかないということが、学年が進むにつれて、全国平均から下がってしまうという大きな原因だろうというふうに考えております。

新潟県教委ではそういった実態も踏まえまして、この9月からWebサイトを利用した学力テストの配信を始めました。これもご指摘のとおりです。私どもも市内全ての小学校、中学校にこのテストに参加するように要請をし、結果として全ての学校がこれに参加をしております。このテストが授業時間の中から20分使って問題を解かせるというふうなことであったり、事前にダウンロードして印刷をする、あるいは採点結果を入力する、そういったこ

とが必要になってくるために、確かに学校現場には一定の負担の強化になるということは否めません。

しかし、先ほど申し上げましたようにこの地域の学力の実態等を考えますと、他の業務を減らす工夫をしながらも、このWebサイトシステムへの参加は避けて通れないとこういう判断をしているところであります。

ご承知のとおりであります。県内におきましても地区ごとに使用している教科書が異なります。したがって、必ずしもこの地域で使用している教科書に準拠したかたちでこの問題が作成されているというわけではありません。場合によってはまだ学習していないところから問題が出てきたり、そういったことも往々にしてあるわけでありますので、1回1回の結果について一喜一憂する必要はないとこのように思っておりますが、ただ、トータルで見たときに、全県からこの分野で遅れているというふうなことが出てくれば、それは学級担任が一番先に気が付くことでありますし、何らかの指導をしていかなければならないとこのように考えております。

学力向上のために何をやるかというご質問であります。一つはそれぞれ各学校が、各学級が、学力実態の正確な分析をまずしていただかなければならないと思っております。どこに弱点を抱えているか。それも学級全体であったり一人一人の子どもたちであったり、そういうところもしっかりと見ていただく必要がある。そしてそれをどうやって解決していくかとか、そういうことも、その子の状況にあわせた具体的な方策を検討していただく必要があると思っております。

それから二つ目といたしましては、昨日いろいろな方々に申し上げましたがQU調査を今年度から導入いたしました。これを生かして学級での満足度、あるいは学習への意欲づけ、こういったことも進めていく必要があると思っております。

三つ目は家庭学習時間を定期的に調査し、定着させる工夫であります。全ての中学校で中間テスト、期末テストの前になりますと目標の学習時間が達成されておりますが、それを過ぎますと一気に学習時間が減るという傾向があります。この辺のところをどうやって、日常の家庭学習を定着化させるかというところであります。宿題の工夫ですとか、あるいは仲間同士で将来の夢を語り合うとか、そういう大きな希望を持たせる、そういった取り組みが必要になってくると思っております。

それから、各学校で取り組んでいることをどのように子どもが確認をし、激励し、あるいは不足のところがあれば注文をつけていくかということになりますが、昨日ちょっと触れましたけれども数年前から校長面談を実施しております。この校長面談の中で各学校の課題を明確にし、必要であれば具体的な支援をしてまいりたいとこのように考えております。

それから、新潟県が始めましたWeb配信システム、あるいは全国学力等々の状況調査、これらにも積極的に参加し、自分たちの学校の状況、私どもとしては各学校の状況とあわせて市内全体の状況についてきちんと目配りをしていきたいと思っております。

そしてもう一つであります。ここがなかなか改善が進んでいないところが私としては反省

点であります。学校現場の多忙化をどうやって解消するか。そして学校は、子どもと向き合っていていただく時間を最大限確保することが一番大切でありますので、そのことをどのようにして確保していくかということでもあります。

方針は示されているわけではありますが、具体的にまだ、これだけ効果、成果が出たと言えないところが教育長としてはまことに残念なところでもありますので、今後とも努力をしてまいりたいと思います。

それから再三申し上げてきましたが、この地域には学習指導センターというものを自前で持っております。このセンターの利用を一層促進し、また利用しやすい研修、講習の機会を増やしていきたいというふうに考えておるところであります。以上でございます。

寺口友彦君 簡潔な答弁をいただきましたが、再質問いたします。

1 保健・医療・福祉について

まず、保健・医療・福祉の問題でありますけれども、約1,000名の方を対象にした調査をやって実態にあわせた整備をしていこうという考えで、それはいいことであるなと思っております。市の方の介護認定の人数2,774人ということ、65歳以上の人口だけであったと仮定をした場合についても、65歳以上人口に対して認定を受けている方が大体17パーセントぐらいの方ですね。83パーセントの方が介護認定を受けていない、介護サービスを利用していないという状況ですけれども、私、予防と治療とその後というような過程の中で、予防は非常に大切であるというふうに思っております。

市長が先ほど述べましたように、介護保険を使っただけのデイサービスとなると医師が必要だということありましたが、これは医師が常駐をする必要は全くありませんので、医師の常駐を必要としたような施設ということが今後の整備の中で非常に大事になってくると思うのであります。この辺についてのお考えをお聞かせ願いたい。

市長 通所リハビリ的なことは、今、触れました個人住宅の改造をした部分が一つできましたし、言い忘れていましたけれども城内診療所では、非常にその部分は好評でありまして、毎日そこへ通ってやっているというような方もいらっしゃいます。これは城内診療所はそれはそれでいいわけですが、例えばそれを専門に開設するという場合、おっしゃったように常駐しなくてもいいということはわかります。わかりますが、結局だけれども医師の確保はしなければならぬわけですね、間違いなく。医者がいなくていいということにはなりません。

その辺が非常に意味深いという、そのことを申し上げたわけでありまして。何箇所も掛け持ちしてもらおうか、そういう部分になるのかもわかりませんが、そういうことも検討しながら、おっしゃったようにとにかく予防をしていただければ、そうならないわけです。そのことにはやはり力を注いでいかなければならないという思いは同じであります。

寺口友彦君 1 保健・医療・福祉について

予防に努めるということは、介護保険の給付費全体の中で膨れ上がる可能性が若干ありま

すけれども、この部分を市はどれだけ援助できるかというのがありますが、予防に努めるということで承知をしました。

2 教育・文化について

次に教育・文化であります。今、学力調査の中で非常に懸念をすべき部分というのが、低学力、本当に学力の低いという部分の割合が多いということです。この低学力、本当に低いという部分を、ではどうやって引き上げていくのかという部分の問題があると思いますが、学校の実態調査をして個々に対応していくという、今、教育長の答弁でありましたけれども、低学力、本当に学力の低いという部分に対する対応というのについての教育長の考えを伺います。

教 育 長 本当に学力の低いそういった皆さんにつきましては、今やっているところだけを補うというわけにはまいらないと思いますので、遡って指導する必要があると、このように思います。したがって、各学校で対応がしきれないとなれば、教職員の退職されたOBの教員の皆さんこういった方々にもお願いをするなどしながら、個別支援ということで対処していかざるを得ないだろうと思っております。

なお、その場合の学習の場所としては学校が使える一番いいのでありますが、応援して下さる方々の可能な時間帯との調整等になってきますので、場合によっては図書館ですとか公民館ですとか、そういったところも考える必要があるかなというふうには思っております。まだ、このことについては具体的に計画をしているということではありません。実態を見ながら対応する際の一つの選択肢だというふうに考えております。

寺口友彦君 2 教育・文化について

もう1点は来年度になりますけれども、魚沼学区の普通高校の定員が4クラス160名減ということがいきなり来たわけでありまして、やはり高等教育の進学ということを考えますと、普通高校が高等教育に行くという可能性の上では非常に高いというふうに私は思っております。

そうすると今、こんな言い方をすれば失礼かもしれませんが、低所得世帯であったり生活保護世帯であったりというところで、先ほど教育長が言ったように家庭学習という面で、家庭学習を補う部分は世帯が実際にお金を払ってやらなければならない部分が出てきます。そういった部分についての援助ということでいうと、新潟市がこの12月から低所得世帯や生活保護世帯に対する援助ということで、希望をとって30名ほどの希望があったと。第1回については7名ほどが参加をしたという部分があります。こういう部分の支援をやはり考えていかないと、なかなかその普通高校も絞られてきていると。市内には進学校ありますけれども、他地域にも進学校あるというそういうところの機会、家の中でお金がないからそこはできないのだというような状況はつくってはならないと思うのですけれども、この部分についての教育長のお考えを。

教 育 長 2 教育・文化について

学力の状況と家庭の経済的な状況との関連であります。そういう観点で調査をしており

ませんので、私どもとしては今現在つかんでおりません。ただ、この後また校長を通じて実態については確認しておきたいと思います。家庭の経済状況によって進学を断念するということがないように、市ではそれぞれ奨学金というものを用意しております。ただ、これだけで十分なのかということになりますと、決して十分とはいえないだろうと思いますけれども、そういう支援も講じているということは確かであります。

それから高校進学前の段階で十分な準備、要するに勉強ができなかったために普通高校に入れなかったと仮にいたしましても、市内の二つの高校、普通高校でない高校からも相当の数の大学進学を果たしておりますし、本人が勉強しようという決意をしたところから道は開けてくるだろうとこんなふうに思っています。

ただ、必要、先ほどの観点に戻りますが、実態を把握して家庭の経済状況が悪いために学習習慣が身についていない、成績が低い、学力が低いその子どもたちを支援する必要があるというそういう状況が出てくれば、議員からのご指摘のあったよその市での取り組みの例のようなことも、また検討する必要が出てくるだろうと思っております。

寺口友彦君 2 教育・文化について

そこら辺は調査をしっかりとやっていただきまして、現状にあわせて早急な対策を講じていただきたいと思います。

3 産業振興について

ララの話でありますけれども、8,000平米のうち引き落とされるであろう図書館が3,000平米であるから、例えば医療専門機関であったり、ショッピングセンター良食館であったりということについては、移転はないというお考えですが、私は市税を投入しての産業振興策であろうというふうに思っているわけです。ララ自体を産業振興策、そうしますと図書館によって確かに人を集めて、報告によりますと1日160名の方が今、中央公民館の図書館を利用されているというふうな調査も出ております。図書館に寄って来た方たちから、さらにそこで飲食や物販を含めたそういう消費活動をしていただくというお考えのように聞こえるのですけれども。

私はやはり図書館というものはそういうものではないと思っておりますし、図書館についてあえて言わせていただければ、中央公民館から離すべきではないというように私は思っておりますけれども、産業振興策と見たときに図書館がいかほど、要するに雇用の創出や確保とかの自然増ということに対して寄与するとお考えなのでしょう。

市長 3 産業振興について

私は図書館が雇用の創出とか、産業振興に大きく寄与するという考え方は全く持っていません。なぜあそこを選んだかという部分につきましては、とにかく交通の利便性であります。特に中学生、高校生あるいは小学生も含めて、電車でも来れる、バスでも来れると。例えば今泉に行ったとしますと、これは全くもうそういう利用は不可です。誰かが車で送ってやらなければならない。バスが1日1本か2本通るかもわかりませんがそんな程度ですね。例えば図書館を利用する方も全部が全部子どもばかりではないわけでありまして、それぞれの

皆さんがいらっしゃいます。お年寄りの方もいらっしゃいましょう。やはり交通機関の一番集中する、発達しているところという観点の中からは選定をさせていただきました。

そしてその産業振興という考え方は持っていませんので、それはあそこに図書館ができて人が大勢来て、その二次的な効果として例えば買い物をするとかというそれはあるかもわかりません。ただ、人が大勢来るからそれをどんどん買う。図書館に来た人がみんな買うなんて考え方を持ってはいませんので。ただ、にぎわいはできるということです。

そして医療機関もこれはひとつどうしても残していただきたい。これは急病の対応とかいろいろ含めてのことです。子どもをお医者さんに連れてきたときのちょっとの時間帯でも図書館に行って図書を閲覧できるとか、いろいろの利便性を考えた上で、この経済効果を図りながらという考え方は、ほとんど持っておりませんということを申し上げさせていただきます。そういうことでもあります。

寺口友彦君 3 産業振興について

ララ内に図書館というのは産業振興策ではないという、文教施設であるというお考えであれば、かみ合うところありませんけれども、ショッピングセンターララ自体が、本来あそこをオープンするに当たっては、私は産業振興策だったというふうに思っております。それを、用途変更をしてやろうというわけですから、そうするといろいろな面でハードルが生まれてくるのであらうと思っております。

私はあそこを改修するにしても何にしても、やはり健康に関するもの全てがあそこにそろうということが、南魚沼市の中心にそういうものがあるのだということが、顔になると思うのです。図書館でなくて健康を売るという部分が。そうするとあそこに図書館を万が一建設するのは、相当の遮音も必要ですし、相当のまた公費を投入しなければ建設ができないという部分がありますよね。私はそうではなくて、やはりあそこの利便性を生かした中でいけば、健康を売るという産業振興策、そもそもショッピングセンターララが始めようとした産業振興策という部分についての活用をまず一番に考えるべきだと思うのですけれども、これについて市長のお考えを伺います。

市長 3 産業振興について

ララの建設そのものは、議員おっしゃったように産業振興策というか地元商店街対策でありました。ジャスコとか大型店の出店が相次ぐ中で、地元の商店街を守ろうというそういう考え方の中から始まったわけでありましたが、時の流れの中でこれが全て成功したかということそうではありません。そして、ララができて駅前商店街に空き店舗が目立つようになりました。私は本来商業施設というのは、今の駅前通りこれが全部埋まって、そこが商業施設になっていくという形が正常な形だと、理想だと思っているのです。

ですから、例えば今ララの中に出店をしていただいている方が、当然ですけれどもまだ商売を継続したいという方いらっしゃいますから、そういう皆さん方には極力駅前商店街の空き店舗に出ていただくように誘導はしていかなければならない。駅前商店街が、そして全てがシャッターが開くと、こうなればそれは産業的な効果もあります。そしてそこに図書

館に来る人たちがまた訪れるということになれば、これは相乗効果でありますから。

ただ、図書館をつくる理由として産業振興を目的にした図書館をつくるという意味ではないということだけは申し上げておきます。当然一体となってやらなければなりませんけれども、ですので、今、基本構想を練っていただいている南雲さんからは、もうご本人の方から駅前の活性化も含めた基本的な構想を書かせてくれとおっしゃっていますので、ぜひともそうしていただきたいと。そういうお願いもしてありますので、一体となってやりますけれども、議員おっしゃったように図書館をつくることは産業振興かと言われると、そういうことではないということをお願いしたまでであります。

寺口友彦君 3 産業振興について

図書館は産業振興でないという考え方では市長と同じです。図書館自体を産業振興にしようというのは、それは間違いだというのは市長と同じです。ただ、ララ自体をどういうふう
に活用するかということになれば、やはり少ない費用で南魚沼市の顔になるという部分でい
けば、健康を売る施設であるというふうなそういうような私は思いを持っているのです。こ
の部分については平行線をたどりそうですのでこの辺で終わりにします。

4 住環境整備について

次の鉄道まつりでありますけれども、80周年を記念してのイベント、これは大成功に終
わってもらわなければならないという思いは一緒でありますけれども、同僚議員からも質問
あった中で、ほくほく線については内部留保を100億円ほどまでに増やしていただいて、
それを取り崩しながら維持をしていっていただきたいという、そういう市長のお考えではあ
りました。

私は一番鉄道まつりに期待する部分については、昭和6年に、私は生まれておりませんけ
れども全線開通になったと。提灯行列、それから石打地区についてはちょうど関の伍社の祭
りでありましたので盆踊りということで、大変なお祭りであったというのがあります。それ
は将来鉄道はどうなるかというのがわからない時点でも、それだけの祭りがあったわけ
ですけれども。お祭りをするということの意味を一番考えたときに、鉄道って今まで私たちにと
って何だったのだろうかという部分を考えてもらわなければならないわけです。

越後交通にしても、そういう営業している公共交通機関の一つであるバスであっても、非
常に経営が厳しいという話は聞いております。そうすると公共交通自体を一体どうするのだ
という話も出るわけです。そういう中で、こういう祭りをするということの意味がそこに私
はあると思います。鉄道に対してどうのこうのを含めてですね。公共交通一体、市全体を考
えたときに、どういうふうにしていったらいいのかなど。市の負担はどうなるのか、俺たち
の負担はどうなのだろうかというところを、皆で考えてもらうきっかけになるという部分
があると思うのですけれども、それについて再度お伺いします。

市 長 4 住環境整備について

そういうことを全く否定するものではありませんけれども、それを継続して行うというこ
とについては慎重にならざるを得ない。ですから、来年80周年はやりますよ。この中で市

民の皆さんも含めて、鉄道というものについてもう一度やはり考え直していただき、感謝をしていただき、今後の活用にどう生かすかということも考えていただき。これはこれでやりますが、それを毎年、毎年お祭りとしてやっていけるかということ、それはちょっと非常にある意味無理があるのではないかなという気がいたしておりますが、JRあるいは関係団体の皆さん方も含めて、それはちょっと継続してやってみようということであれば、当然市も一緒にやらせていただこうという思いであります。

寺口友彦君 4 住環境整備について

市民祭りのメインイベントということで、継続を含めて来年の状況を見てからということでもありますので、できればそういう方向になることを期待をして、最後の行財政改革の方に移りますけれども。

5 行財政改革・市民参画について

私は総合計画も含めてですけれども、市が持っている公有財産についてのデータですね、問題はデータです。何年に作って幾らかかったかという部分だけではなくて、運営経費であったり利用状況であったり、修繕履歴であったりというデータが、実は担当課は持っている。しかし、財政であったりこれから行革を進める企画情報でしょうか、そういうところは一元的に持っているというわけではないということが問題だろうという点ですけれども、この辺についての問題認識をちょっと伺います。

市長 5 行財政改革・市民参画について

そういうことが情報として職員に共有化されていないという実態もあるようでありますので、それについては当然でありますけれども、最低、職員はそれを共有して、また新たな方法があるとか、有利な方法があるとかそういうことは一緒に考えていかなければならないと思っておりますので、情報の共有化には努めさせていただきます。

寺口友彦君 5 行財政改革・市民参画について

本当に人口減少と少子高齢化、これが市の市民サービスに与える影響というのは非常に大きいものがあります。市長も出席なされた日本銀行の新潟支店長内田先生でしょうかの講演の中で、一番驚いたのは、数字は正確ではありませんよと言っていましたけれども、20年後に人口は4分の1も減るのだというああいうような予測を見せられると、5万人ぐらいになったときのうちの市で、どれだけのそういう財産というのを持っていて、うちの市はやっていけるのだろうかということ考えたときに、今までそういうデータの共有化はなかったという部分が、私は非常に立ち遅れている。立ち遅れているどころではなくて、これを早急にやはりやらなければならないと。

それは市長先ほど投資的な部分については、特例債を利用した建設ということ、有利な期間中にやりたいということがありましたけれども、それも含めてですけれども期限が迫っておりますよね。そうするとそういうようなデータを早めに正確に作るということが、まず行革の一番のねらいだと思うのですけれども、そのお考えについて。

市長 5 行財政改革・市民参画について

今、議員がおっしゃったようなことを主目的にしていたということではありませんけれども、当然それも含まれてくるわけですが。毎々申し上げておりますように、消極的だという話もありますが、人口の減少傾向をきちんととらえて、それがもう上昇するという考え方は一度ここで置いて、市民の数が減少するそういう中で、どういう施策がこれから必要かということ、総ざらひ的にやってくださいということは指示してあります。今、議員がおっしゃったようなことも含めて全部、例えば5万としたときの市の機能、あるいは果たすべき役割、これらはどうあるべきかということも含めて検討を今始めておりますので、早急にそういう方向性をまた出していきたいと思っております。

寺口友彦君 5 行財政改革・市民参画について

そこで統廃合・再配置の中でその後どうするかという部分で、学校施設関係については非常にわかりがいい部分でありますよね。学区再編検討委員会の委員でもありましたが、その中でも申しましたけれども学校はふるさとであると。ふるさとはなくなるといことは、本当に自分が生まれ育ったところにふるさとはないといことは、ではどこに帰ればいいのかというそういうものであります。

ですが、施設利用ということ、今後利用するためということになれば、データとしてはやはり市民の皆様、皆さん一人当たりこれだけの経費をかけて、こういうような運営の仕方をしていのですよといことのデータをお示して、今、市内の小学校が20校あります、中学が6校あります、こういう部分をどういう形でもって整理統合をして利活用していくかということ、本当にデータを示して市民の皆さんからご意見を伺うと。こういう姿勢が私は大事ではないかと思ひます。

小規模校であれば小規模校なりの良さがあると、退職された先生方によく聞きました。そのとおりであろうと思ひます。ですが、本当に何遍も言ひますけれども20年後、20年後5万人ぐらいの市になってこれだけの学校を持ていられるのかという部分は、市民の皆さん知らなかったとしたらこれは大事ですよ。

そういうのも含めて、実はこれだけのかかりがするのですよといデータをお示しをして、その中でもいやそれだけかかってもいいのだと、負担してもいいのだと、これはおらも大事なのだといようなところでの利活用の意見が、多分出てくるのではないかなといふうに思ひます。

学校施設や公民館であれば、その中に民間の飲食であったり、物販であったり、医療機関が来たりといような、いろいろな複合的なことは考えられるわけですよ。そうしたときにやはり考えるきっかけになることに、市の持っている財産に関するデータを市民の皆さんにお知らせをするといことが、一番大事だと思ひますけれども、そのことに対しての考えを、市長でも教育長でもどちらでもよろしいですよ。

市長 5 行財政改革・市民参画について

具体的に例えば五十沢小学校、西五十沢小学校これはもう地域の皆さんに、五十沢小学校本体は、これはもちませんので取り壊しますと。体育館は残します。そういうことは伝えて

ありまして、その中で地域の皆さん方がどういう利用形態が一番いいだろうかと、このことを一緒になって探っていきましょうと。西五十沢については、まだその方向は出ておりませんが、先ほど触れましたようにこれから一緒になって考えていこうと。

市民全体のご意見を例えば伺えば、それはそれでいいことですが、議員おっしゃったその学校への思い入れというのは、もうその地域の人たちですから、そこで意見が反するとかいろいろなことは生まれる恐れはありますから。ただ、別に市民の皆さんにそれを公表しないなんてことは全くございませんので、どうぞひとつそういう資料がうまくできればいつでも公表しますし。

ただ、ただですよ、広報等でいつも、例えば決算状況とか予算状況とか、相当我々にすれば丁寧に情報提供しているつもりです。とても各戸に行き説明できませんけれども。なかなかそれをご覧をいただけない部分もいっぱいあるわけでありまして。効果的な情報提供ということにつきましては、ちょっとまだいろいろ考えなければならぬとは思っているところもありますので、その効果的な方法を極力駆使しながら、もう市の中にある情報というのは全て、個人情報や極機密部分を除けば、いつでも、どこでもどうぞという考え方であります。そういうまい形がとれるかとれないかは、これはちょっと検討させますけれども、情報は全て市民の皆さんに共有していただくということについては、全く異論はございません。

教 育 長 5 行財政改革・市民参画について

建物を維持していく上でどのくらいかかるかというふうなことについては、例えば学区再編、あるいは統廃合等々の際にも提示したいと思っておりますし、閉めた後も、建物を残しておく限りは最低限の維持費用がかかるわけでありまして、その辺のところもあわせて提示しながら検討を進めていきたいとこのように思います。

寺口友彦君 5 行財政改革・市民参画について

ぜひとも市民の皆様と情報共有しながら進めていくという方向は必要であると思っておりますし、合併の有効期間も迫っておりますね。この期間内にぜひともこういうデータを早急に作って、その後どうなるかという部分を公表しながら、皆さんの意見を聞いて進めていくという方向でやってもらいたいと思っております。以上、質問を終わります。

議 長 休憩とします。休憩後の開会は11時15分とします。

(午前11時00分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時17分)

議 長 質問順位18番、議席番号7番・中沢一博君。

中沢一博君 傍聴者の皆様、お忙しい中ありがとうございます。政治を監視していただくことは、本当に市政発展のために私は大事なことだと思っております。感謝申し上げます。与えられた時間の中で、市政発展のため全力で一般質問をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。それでは通告に基づきまして一般質問をさせていただきます

す。

1 障がい者が地域で自立して暮らせる社会に

最初に、障がい者が地域で自立して暮らせる社会について質問をさせていただきます。障害者自立支援法は、障がい者が地域で自立した生活ができるよう支援する法律です。障がい別、身体・知的・精神でバラバラだった旧来の福祉サービスを一元化し、障がいの程度に応じて利用者本位のサービスを提供する仕組みを構築して、2006年に施行されました。

しかし、介助や介護のサービス量に応じて原則1割の自己負担を課する応益負担を導入したために、収入の少ない障がい者がサービス利用を控えざるを得なくなるなど問題もありました。そこで、施行後も即座に減免措置を重ねて、生活保護の受給世帯には負担ゼロに、そして市町村税の非課税の世帯には月1,500円から3,000円の負担上限を設けるなどして、また今年からは無料へと現場の声を真摯に受けとめながら対応してきたのが事実でございます。

今回の改正法のポイントは、一つは利用者負担について所得に応じた応能負担を原則としていました。利用者負担の上限額は大幅に引き下げられており、実質的に応能負担になっていますが、これを法律上でも明確化して現行の負担水準を維持しました。

2点目は、自閉症などの発達障がいを支援対象に含めることを明記しました。他に総合的な相談支援体制の強化、障がい児らが利用する放課後デイサービスの創設、障がい者向けのグループホーム、ケアホームの居住費の助成など、地域での自立生活支援の充実を盛り込んでおります。地域で自立して暮らせる社会にとの法の趣旨を実現させるためであります。その取り組みには、障がい者団体からたくさんの感謝の声が寄せられておりますし、また要望もいただいております。

改正法について、共産党、社民両党は現法の延命につながると反対しました。政府民主党も2013年8月に同法に係る新法施行までのつなぎとの位置づけをしておりますが、新法での対応をするのだから改正法は必要ないと、主張するのは、ある面では3年後に新築する家ができるから、雨漏りの修理は必要ないというようなものであります。改善すべき点はすぐに手直しする。これは現場の生の声を聞いた考えではないかと私は思っております。つなぎであれ何であれ、障がい者の自立した生活を実現する現実的な対応が最優先だと考えます。

そこで、まず当市の相談支援センターの実態をお聞かせください。また、発達障がいの方が増えている中で、県立養護学校卒業後の作業施設の計画等を含めた総合支援策をお聞かせいただきたいと思います。

2 子育て支援強化について

次に子育て支援強化についてお伺いいたします。内閣府の少子化対策に関する特別世論調査によれば、少子化対策で期待する政策については、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し促進、経済的負担の軽減、妊婦、出産の支援と並んで子育てのための安心・安全な

環境整備への要望が5年前の調査に比べて大きく伸びております。以上の点を踏まえて、子育て支援の大きな枠組みの中で下記の項目に今回は絞り、質問させていただきます。

1、最初に新たな命を授かるために不育症対策についてお伺いします。世の中には昨今の児童虐待が大きな問題になっておりますが、大半が子どもが欲しくて、欲しくてどうしようもない方がいっぱいいるのが事実であります。これが本来のあるべき姿だと思います。

先般、ある方からのご相談もいただきました。妊娠しても流産を繰り返すいわゆる「不育症」の方が多くいられることに気づきました。厚生労働省の調べでは、妊娠経験がある人のうち流産経験者は約4割、このうち2回以上流産し不育症といわれる方は約6パーセント。年間何と4万人程度の方が不育症とされております。

一般には、不妊症についてはその認知度も高く、私も過去において一般質問もさせていただきました。当市においても国の助成に加えて市独自で公的助成をしており、毎年多くの方々があきらめかけていたお子さんを授かっております。その一方で、不育症はいまだに存在自体が余り知られておりません。不育症になる原因は様々あげられておりますが、依然不明な点も多く、専門家は適正な検査と治療を施せば85パーセントは無事出産にたどり着けるとも言っておられております。

ただ、ここで問題があります。不妊症治療とは違い、不育症治療の多くは保険の適用外になっているということでもあります。運よく不育症の専門医と出会い、検査、治療の末に待望の赤ちゃん誕生をみたご夫婦でも、二人目にはついあきらめてしまうという深刻な不況のこの目減りにより、収入の減等により、通常の出産費用以外にかかる高額な検査、治療費用がかかる出産を断念せざるを得ないのが実態でございます。この実態を市長はどう思われておりますでしょうか。また、きめ細やかな支援策は考えられないのでしょうか、お伺いするものであります。

2番目にマタニティマークの無料配布で、妊産婦に優しい社会についてお伺いいたします。1番目の質問と角度を変えて質問いたします。市長もマタニティマークについてご承知かと思えます。が、同マークはお腹に赤ちゃんがいますという文字とイラストで妊産婦であることを示し、周囲の配慮を受けやすくするものであります。

手提げ袋とか、ステッカーとか、キーホルダーいろいろ出ているようでございますけれども、私は母子手帳と同時に、考えた中で、市がどの部分かは別としましても、やはりこのマタニティマークをそういう配布をするお考えはないものかということでもあります。

妊産婦の人は困っていても、なかなかご自分でそのたびに何々していただけませんでしょうか、というのは言いつらうございます。たばこの煙もそうであります。車の配慮とか優しい環境づくりへ、ちょっとの配慮でできる施策かと思えます。また、今までスペースの関係でなかなかできなかった市役所の駐車場も、いよいよ整備が始まります。障がい者専用のスペースに、マタニティマークや、周囲の無理解に苦しむ内部障がい者のハートプラスマークの表示板を含めた設置も考えるべきではないかと私は考えております。この思いやりの施策をと、市長もお考えがあると思えますがお聞きするものであります。

3 第3子保育料の無料化について

最後に、今まで何度かこの件に関しましては一般質問させていただきました。第3子保育料の無料化についてでございます。平成21年3月議会においてもさせていただきました、その後の市長のお考えをお伺いするものであります。

年々、子どもの教育費は増えてきており、一世帯当たり年収の37パーセントと高く、年収が低いほど高い統計も出ております。市長が子育て支援については、数々の政策を実施してきたことは十分承知しております。少子高齢化が進む中、まさに子育ては50年後を見据えての国策であり、施策であります。なかなか実績がすぐに出てこないのも事実でございます。だからといって施策をとらなければ、少子高齢化社会が進んできて地域社会の活力を維持していくということさえ困難になってしまいます。将来どうなるのか。

本来ならば、国をあげて子育て支援により出生率低下に歯止めをかけた欧州諸国の取り組みを、大いに参考すべきでありますけれども、しかし現実はどうでしょうか。子ども手当を国庫負担で2万6,000円にしますと公約したにもかかわらず、今年度は1万3,000円となりました。しかし、来年度からは年少扶養控除が廃止されます。そこで3歳未満は児童手当のときの1万円だったのを3,000円増やすといっても、年少扶養控除が廃止されると児童手当の時代よりも負担増になり、手元に残る額は実質減るのが事実でございます。

当然不安も出てきます。するとつじつまを合わせたかのごとく、3歳未満は7,000円増やして2万円にすると案が出てきました。ところが、1週間も経たずに財源がないから5,000円とか4,000円とか、迷走に迷走を重ねております。全額国庫負担ではなく、地方負担、企業負担をさせ、子ども手当でも何でもありません。まさに児童手当の仕組みでございます。

当市においても、本年3月議会で子ども手当の全額国庫負担を求める意見書を、全会一致で国に提出したのはご承知のとおりでございます。23歳から69歳の扶養家族がいる納税者を対象とした成年扶養控除も廃止するかどうか、政府が迷走しているのも事実でございます。もう、場当たりの財源探しで日本が心配でございます。1万3,000円であとは現物支給ともいわれております。

当市は都会と違って保育園の待機児童はゼロでございます。私がかねがね言ってきたとおり若い世代にとって、就学前が一番お金がかかる時期であります。当市においても負担軽減措置をしていることは十分承知しておりますが、何とか地域社会で支えたいと感じます。子ども手当による扶養控除見直し案が出てきて保育料が負担増につながることに、多子世帯の子育て経済負担軽減施策を井口市長にお伺いするものであります。以上壇上からの質問とさせていただきます。

市長 中沢議員の質問にお答え申し上げます。

2 子育て支援強化について

不育症対策についてであります。今、議員おっしゃっていただいたように一般的には

2回連続した流産・死産があれば不育症として診断して、原因探求あるいは治療を行うとこういう場合があるということでありませぬ。

不育症の原因、極特定はまだされておられませぬけれども、遺伝子、あるいは解剖学的、あるいは内分泌、血液・凝固、感染症、免疫学的因子これら多様な原因が指摘されておられまして、一般の産婦人科の外来系でも自己免疫抗体検査、それから染色体検査これは保険適用でありますのでこういう検査が可能でありまして、さらに詳細検査ということになりますと新潟大学の総合病院ということでありませぬ。

治療につきましては、非妊娠時あるいは妊娠時の治療がありまして、多くは保険適用であります。漢方治療あるいはリンパ球の注入、低ヨードバッファリン、ステロイド療法これらが行われているようでありませぬ。治療法の確立はまだ未開発の部分でありまして、厚労省でも平成20年度から研究班が作られて、「不妊治療に関する再評価と新たなる治療法の開発」ということで取り組んでいる状況でありまして、その研究調査の中には新潟大学も参加しているようでありませぬ。

そういうことから考えますと、まずは専門医療の充実が最優先でありまして、基幹病院の周産期医療、これは基幹病院の中にその機能を備えるということによっておられませぬけれども、その期待がかけられているところでありませぬ。

不育症対策について、それではどうだということでありませぬけれども、公的支援の在り方等につきましては、先ほど申し上げました厚労省の研究班による専門的な医療の動向を見ながら、これを必要性がどうあるのかということを考えていかなければならないと思っております。ちなみに当市の平成20年度の自然流産・死産の件数は13件ということでありませぬ。これは不育症に起因するかどうかという把握は困難でありませぬけれども流産・死産が13件と。

今、私どもの市で新たな命を授かるための関連施策としましては、不妊治療の医療費助成、あるいは妊産婦医療費助成、そして子宮頸がん予防ワクチン接種の費用の助成。これはいわゆる子宮頸がんにかかって子宮を摘出しなければならないということの防止でありますので、当然新たな命を授かるための施策であります。これらを実施しているところでありませぬ。医療機関等にお伺いしますと、一次予防も大事だということでありまして、特に思春期からの体づくり、あるいは性感染症の予防、喫煙防止、生理不順の早期対応、こういう知識の普及や、糖尿病もやはりこの予防が必要になるということがいわれておられまして、まずは厚労省の方の研究班の結果をちょっと待ちたいという思いでありませぬ。

1 障がい者が地域で自立して暮らせる社会に

失礼いたしました、1番目に返ります。障がい者施設、障がい者が地域で自立して暮らせる社会でありますけれども、議員おっしゃっていただきましたようにこの4月から低所得者の利用負担無料化に伴いまして、障がい者福祉サービスの利用は大幅な伸びであります。ご承知のように今議会に介護給付費5,870万円を追加補正したところでありませぬ。

障がい者団体や施設、そしてハローワークあるいは県などの関係者で構成する市の自立

支援協議会では、障がい者のニーズに基づきまして必要なサービスを提供するため協議を行っております。ここで協議された障がい者ニーズに基づいて、障がい者雇用の促進あるいはグループホームの新設、そして障がい児の放課後預かりこういうサービス、日中一時事業こういうことを、今、一応実施しているところであります。

発達障がい児につきましては、これも議員おっしゃっていただいたのですが、国の方でも障害者自立支援法の支援対象になるということを明文化させていただいております、さまざまな支援策を講じているところであります。私たちの市では、国に先駆けまして昨年から発達障がい児に対する取り組みとして準備を進めまして、今年4月から福祉保健部と教育委員会と連携しまして、3保育園において早期発見、早期訓練のモデル的な取り組みを実施して、必要なサービスの把握・提供について試行しながら、今、分析・検証を進めているところであります。

相談支援事業は、障がい者相談支援センターみなみうおぬまに事業を委託しまして、21年度実績で7,473件の相談を受けております。新規相談件数も伸びておりまして、困難事例についても今積極的に取り組んでいるところであります。

現状の課題は、やはり通所の就労支援事業所の利用者が増加いたしまして、新規受け入れが厳しいとこういう状況であります。養護学校卒業予定者にこのことで不安が生じているわけでありまして、通所就労支援事業の定員拡大とそれから新規事業所開設、これらを今、関係者と協議を進めているところであります。

予定といたしますと、来年の4月に今行っております魚野の家での定員の6人増、そしてやはり23年4月に魚野の家で、浦佐地域で通所施設を10人程度の部分を建設していこうということで話を今進めております。もう一つやはり23年ですけれども、新規開設をある法人から打診を受けておりまして、これは15人程度だそうでありますけれども、そういう体制を今整えているところであります。

改正された自立支援法にのっとって相談支援体制を十分強化しながら民間事業者との連携・協力これらもいただきながら、通所支援施設の社会整備に取り組んでいかなければならないと思っております。

24年度に向けて次期の市の障がい者計画、障がい福祉計画を策定しますので、障がい者が地域で自立をした生活を送れるための支援を充実させていこうと思っております。

5歳までの未就学児で、保健師が実際に、今、発達障がい療育支援などで関わっている児童が約130人です。一般的には人口の6パーセント程度といわれておりますが、この130人は市の人口のおおよそ5.2パーセントであります。

支援センターでの発達障がい関連相談者は17名というふうに把握をしているところであります。

2 子育て支援強化について

マタニティの無料配布であります。マタニティマーク。今までもいろいろ妊産婦の皆さん方への助成制度は実施してきたわけでありましてけれども、マタニティマークの取り組み

も、やはり妊産婦に優しい環境づくりを推進するための施策として必要だということでありまして、我が市におきましては、妊娠届出の際に各種資料と同封してマタニティステッカー 1 枚は一応配布しております。議員おっしゃったハート型でそういうものですね。

妊婦さんもそれぞれマタニティグッズを所持して、周りからの配慮を待つということだけではない、自らの状況を周りに伝えていくことも必要なわけでありまして、周りがきちんとそれに配慮できる社会を構築していかなければならないということでもあります。

先般の朝日新聞の投稿欄に載っておりましたが、ある妊婦さんが満員電車の中で立って、子どもさん小学校5、6年生だそうでありますが、それも隣に立っていたのだそうです。ある駅でお客さんがちょっと降りて席が空いたら、すぐその小学生の子どもがその席に飛んで行ってランドセルを置いて、そしてその妊婦さんのところにまた帰ってきて、どうぞ座ってくださいという非常に感動的な。これはそういうことをサービスを受けた妊婦さんが投稿したわけですけれども。そういう社会ができ上がっていけば本当に素晴らしいことだと思いますけれども、状況は厳しいわけですが、本当にいい話だと思って伺わせていただきました。

それから、公共交通機関の優先席、駐車場の充実はやはり考えていかなければならないと思っておりますし、受動喫煙の防止これについても十分な配慮をしていかなければならないと思っております。

3 第3子保育料の無料化について

第3子の保育料無料化についてであります。度々議員からお話を受けておりまして、その都度申し上げておりましたが、第3子保育料無料化につきましては、これをもし無料化するとしますと一般財源で7,000万円弱の手当が必要ということでもあります。これは非常に、単年度とかであれば施策の中で取り入れてみるということは可能であります。これがずっと継続するということになりますと、なかなかこれを支出していく状況は厳しいということでもあります。

23年度から子ども医療費の市の単独助成範囲を拡大して、入院と通院については4歳まで無料化もさせていただこうとか、それから現在土曜日開放している「ほのぼの広場」六日町会場につきましては、有資格保育士を配置して子育て相談にも応じる。総合的な子育て支援策の中で、やはりある意味財源というものも限られておりますので、一番有効な手だてを講じていこうという思いでありまして、第3子の無料化これについては、まだ実施をできる状況にはないということをご理解いただきたいと思います。

大体対象者数が257名いるようであります。軽減措置的なものは設けてありますのでそれらの中で、また子ども手当等が支給され始めたわけでありまして、それらも含めて総合的にお考えをいただければという思いであります。以上であります。

中沢一博君 1 障がい者が地域で自立して暮らせる社会に

最初の障がい者が地域で自立して暮らせる社会についてでございますけれども、5歳児健診という部分で前から聞かせていただきました。具体的に、言葉は違いかも知れませんが

けれども、3課一体となった部分で進めていただいているということをお聞きしまして安心させていただきました。ぜひ、そういう部分の報告ですね、今までも所信表明のところにも出てこなかったわけでございますけれども、進めているわけであります。どのように変化されてきたかという部分もぜひご記入いただいて、お知らせいただければありがたいなと思っております。

また、小出養護学校の終わってからの部分、市長からも現在、当地域においては36名いられるわけでございますけれども、今15名、そして10名というそういう施設を具体的に考えていられるというお話を聞かせていただきました。

本当にそういう面に関して今必死な思いで不安になって生活されている方々からみると、今の市長のご答弁で本当にうれしいというか、まずはほっとしたのではないかなというふうに私も考えます。

先日、私は心洗われたことがあるのですがけれども、実は障がい者の方に、毎日大変ですね、頑張ってくださいと言いました。私の本当に失礼な言い方だったかもしれないのですがけれども、大変だから頑張ってくださいという思いでした。その方は私に対しまして、全く大変ではありませんと。生まれてきてもらってありがたいのですと。子どもに感謝していますと、そういう言葉をいただきました。そして言われたことは、本当に私たちは必死で働いておりますと。生活するために必死です。本当に受け入れる施設がなくてどうしようかと思っていました。だけれども、そうやって新しく考えていただいて今の言葉を聞いたときに、また頑張られるのではないかなというふうに私は思います。本当にありがたいことだと思います。一日も早いそういう実施を私も強く求める次第であります。

それと1点、私はちょっとお願いしたいというかお考えを進めていただきたいのは、やはり就労。障がい者のほとんどの方が、現実には厳しいかもしれませんが、健常者と一緒に働きたいという思いがある。現実にはなかなかだと思います。だけれども、やはりコミュニケーションもとりたいとそういう希望を持っているわけですし、作業所から一般の企業に就職に何回も行っているけれども、お断りされているというのも聞いておりますし、実際にそういう説明会に来られて、説明をする企業が少ないとも聞いております。今現在、当市のそういう部分はどのような状況になっているのか、市長の把握している範囲で結構ですのでお聞かせいただきたいと思っております。

市長 1 障がい者が地域で自立して暮らせる社会に

障がい者の皆さん方の雇用ということにつきましては、法律で一応努力目標的な部分が明記をされておりまして、市内の企業がそれをどう達成しているかというのが、ちょっと私が把握しておりませんので、もし、それはどっちか、福祉保健部、わかったら。市の職員につきましても障がい者の雇用に努めなさいということで、この3月で退職された方に2名だったかそういう方ありまして、率が一挙に下がったのですけれども、また来年度の中では、今は1名でありますけれども障がいを持ってらっしゃる方を市としても採用して一般職としてやっていただくと。

それから今一つはあれはどこだ・・・(「相談支援センター」の声あり)相談支援センターの方ですね、ここに一応採用していただいて相談業務に当たっていらっしゃる。自分がやはり障がいを持っていらっしゃるから、非常に実態もわかる、そういうことを進めております。

大きな企業は雇用率的なことは割合と達成しているようではありますが、市内の小、中、零細企業については、なかなかそういう部分までまだ手が回っていないというのが現状かと思えます。その数値についてはわかる範囲で福祉保健部長に答弁させますのでよろしくお願いいたします。

福祉保健部長 1 障がい者が地域で自立して暮らせる社会に

障がい者の雇用というような問題ですけれども、実は市役所もまだ本年度は法定の2.1パーセントですか、そこに今まだ至っていないというような状況であります。それから民間の事業所については、具体的な数字までは私ちょっと今ここでは把握はしておりませんが、法定の率にっていない事業所が非常に多いというようなことがございまして、ハローワーク、それから市、それから県も含めた障がい者の採用に関しますそういう検討会といいますか、そういったものを昨年から設けまして、一生懸命、今その方向に向けてやっているところということであります。すぐにという話にはなりませんけれども、その辺は順次できるだけ障がい者の方を雇用をしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

中沢一博君 1 障がい者が地域で自立して暮らせる社会に

発展的なご答弁いただきましてありがとうございます。今日、私ども議会は、終わった後に魚野の家のカレーライスを食べることになっているのです。本当に楽しみでございます。私どもができることから多くの部分を、やはり一人一人がやれることからお手伝いしていきたい。お手伝いというか日本の福祉をみんなして考えていきたいというふうに思っております。よろしくお願い申し上げます。

2 子育て支援強化について

2番目の子育て支援対策について伺います。先ほど市長から不育症につきましては、厚労省の部分がまだはっきりしていないという部分がございましたけれども、その中で基幹病院の中で考えていられるという、そういう部分をいただきました。近くにそういう体制ができるということは、本当にありがたいなというふうに思っております。ぜひ、進めていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次にマタニティマークについてさせていただきますけれども、これも市長から駐車場の部分と、いろいろステッカー等も出していただいておりますので、これもそれで了解いたしました。次に移らせていただきたいと思えます。

3 第3子保育料の無料化について

最後の第3子保育料の無料化についてでございますけれども、市長は7,000万円の財源が必要であるというふうにおっしゃいました。実際に私もいろいろの施策を、今一生懸

命市が取り組んでいただいているというのも重々承知しておりますが、率直な部分として、財源という部分やはりあるわけですが、同時に入れれば無料ですが、1年違っただけで違ってしまうという。一般市民にとってはどうしても理解し難いのであります。

財源が厳しい中で一生懸命こういう施策をとっていただいているというのは重々承知しておりますが、どうもなかなか私は長い目において考えたときに、1年違っても第3子以降は同じ体制にもっていかなければいけないというふうに私は考えております。

例えば私が調べたところ、今の部分に第3子を無料にした場合は、5,300万円ぐらい必要だというふうに担当部長からお聞かせいただきました。それを考えたときに我が市の今までの例えば子宮頸がんが昨年度は1年から3年で、今年度は1年から3年であります。来年は中学1年だけで済みます。国庫負担も全く考えないで市長の英断でスタートしましたけれども、2分の1が国庫負担で補てんされます。それを考えたときに、私はやはり手厚くこの部分をもう一度考えるべきではないかと感じますけれども、市長のお考えをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

市長 3 第3子保育料の無料化について

先ほどもちょっと申し上げましたが、今、議員もおっしゃったように同時入園というときには、そういう軽減措置も設けているわけでありまして。私の考えとして財源もやはりあります。財源もありますし、今、子宮頸がんやヒブワクチンも、では国庫補助になるからその分をどうだという話もありますが、これはやはりトータル的な中で、この部分だけをどうだ、どうだということではなくて、やはり子育て支援はそれこそ先ほど議員おっしゃったように不育症とか。例えば子どもさん一人しか産めない家庭もあるわけですし、5人、6人というこの間塩谷議員は、今日はいらっしゃらないが、6人目が授かったというか無事産まれたということもあります。私は何人目だからどうだということではなくて、例えばそれに子育てにかかる費用が大変だということだと思っておりますね、保育料が。

では保育料でなくて例えば医療費をさっき言いましたように、4歳まで今度は全部無料にするわけです。そういう総合的な中で考えていくべきであろうという思いがありますので、今まだ第3子についてここを即無料化にするということが、ちょっとでき得ないという状況をご理解いただきたいと思います。

中沢一博君 3 第3子保育料の無料化について

重々承知しております。財政が厳しいというのは承知しております。総合支援策でやっていくべきであると私も思いますけれども、どうしても一市民という観点から見たときに、やはりもう一步踏み出さなければいけないのではないかとこのように私は感じております。

ちなみに先ほど同僚議員の中に6番目のお子さんが誕生したというふうにございましたけれども、調べさせていただきまして我が市は5人の方が13軒、6人の方が3軒いられるというふうにございました。本当にこうやって頑張ってもらえる方もいるわけですので、いろいろな面で今後の私たちの財産でございますので、みんなして支えてまいりたいと思います。以上で終わります。

議長 昼食のため休憩とします。午後の開会は1時10分といたします。

(午前11時55分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時10分)

議長 質問順位19番、議席番号24番・岡村雅夫君。

岡村雅夫君 発言を許されましたので通告にしたがい一般質問を行います。今回は4点にわたってのことでありますので、ちょっとあちらこちら飛んでしまうかも知れませんが、ひとつよろしく願いいたします。

1 医科大学誘致でメディカルタウン構想を

1番目は医科大学誘致でメディカルタウン構想をとということで質問をさせていただきます。泉田知事は11月21日の全国知事会議で医師不足解消のため医学部新設を要望し、菅首相は検討したいと答えたと、新潟日報で報道されております。1県1医大の政策で新潟県のような中規模県が医師不足になっているというふうに訴えたそうであります。市長は日頃からメディカルタウン構想を唱えておりますが、それも基幹病院がらみということではありますが、私はこの一件を見まして、知事の意向を速やかに確認し、誘致にいち早く手を挙げるべきではないかというふうに考えましたが、どうお考えか所見を伺います。

2 城内診療所に老人保健施設を

次に城内診療所に老人保健施設をとということで提案をさせていただきます。城内病院が診療所になり、また、地方公営企業法の全部適用も今年1年で解消し、来年度は特別会計としたいという旨が方向されております。また、今の城内病院の現状は、一時借入金で2億8,000万円。累積欠損金が5億6,600万円。さらに現状での医療を続けるとしますと収支予測で毎年1億円の補てんが必要である、というふうに報告されております。そして、今後の在り方については早期に結論を出すというふうに報告がありますが、私はそこであえて市長は福祉施設整備は民間での整備方針だということを持論で申されておりますが、あえて私は提案をしたいと思えます。診療所併設型老人福祉施設の整備を検討してはいかがでしょうか。所見を伺います。

3 小学校スクールバス基準2.5Kmの緩和を

次3番目として小学校の通学に関するスクールバス基準、2.5キロメートルの緩和ということで提案をいたしたいと思えます。社会情勢や少子化の影響で保護者の方から生徒の通学を非常に心配している訴えが聞かれます。事情はわかっても2.5キロメートルの基準があり、対応できないと担当の返答でありました。私は昨今の状況から考えますと、「柔軟な対応ができるようにすべきと考えるが所見を伺います。

4 職員の職場環境について

4番目として職員の職場環境についてお尋ねをいたします。合併効果の一つに職員の削減ができるということが唱えられてまいりました。また、当市では財政健全化計画でさらに職員の削減が実施されているところでございます。当然労働強化となり、臨時的職員、臨時・

パート、業務委託等の増員で業務をこなしているように思われますが、実態を示していただきたい。また、心身疾患等で業務に専念できない方々がどの程度おられますか伺います。

保育園の現場では6割が臨時職員とちまたでは聞きます。私は今回の一般質問の中でもこの問題がございましたが、市の方針としては6割が正職で臨時が4割ということでありますが、詳しく聞いてみますといろいろの臨時対応あるいはパート、時間的なパート等で人的に考えると6・4と言われてもというようなお話を聞いているところでございますが、私はこういった臨時職員の多い中での本来の職場管理と申しますか、かなり難しい部分があるのではないかというふうに察しますがいかがでしょうか。お伺いいたします。壇上での質問は以上です。

市長 岡村議員の質問にお答え申し上げます。

1 医科大学誘致でメディカルタウン構想を

医科大誘致でメディカルタウン構想ということでありまして、議員ご承知のように慢性的な医師不足という状況が新潟県も特にあるわけでありまして、我々のところはその七つの県内の救急圏域のうちの魚沼地域。ここは県央とともに救急病院の医師が減少している地域となっているところであります。平成10年から20年までに10.7人の減少という結果もございまして、これは非常に憂慮すべきことでありまして、一日も早く医師の確保、そして基幹病院の開院に合わせてのまた医師数の確保ということも、今県の方にもきちんと申し上げているところであります。

医師不足対策で医学部の定員増という部分は今までもありましたけれども、県下ではとにかく700人くらい医師が不足というそういう報告もございまして、新潟県卒の2名だとか3年間で20名の増だとかということではほど遠い状況。このことで満たすということですね、医師不足を解消することは、そういうことでありまして、今ご質問いただきました全国の知事会で、1県1医学部の改善ということで知事が国の方に要望を行った。そういうことでもありますので、これは当然私どもも先般ちょっと申し上げましたが、いち早く名乗りをあげてこの地域に医学部設置ができるような状況を、県とともに探っていきたいと思っております。

用地的には実は国際大学の部分に相当数の用地もございまして、それから先般先般というか大分前からでしたけれども、笹花石産ここがずっと空いたままでありまして、例えば用地とすればもう全く問題のないということもありますので、早く知事の方に話をあげて、名実共にこのメディカルタウン構想という部分の中核、基幹病院とともに中核にしていければという思いであります。

総合計画というか私の選挙公約的な中で地域完結型という中には、やはりでき得れば4年制の大学を設置できればという思いも申し上げておりますので、それにも合致いたしますし、大和地域は医療・福祉そして教育この部門できちんとした整備を図っていこうという、その構想にも全くびたりと当てはまるわけでありまして、ぜひともそのことに名乗りをあげて、でき得れば実現を見ていければいいなという思いであります。

27年基幹病院開院ということでございまして、この予定は今のところそのとおりに進んでおりまして、県は平成23年度でいよいよ基幹病院建設工事に着手をするということも周知のとおりであります。この開院に向けてもやはりそういうことが非常に大きなまたインパクトを与えたいと思いますので、ぜひとも名乗りを上げさせていただきたい。また、皆さん方から格段のご支援とご協力をお願い申し上げるところであります。

2 城内診療所に老人保健施設を

2番目の城内診療所に老人保健施設ということであります。おっしゃっていただいたように城内診療所は19床でありまして、一般が15の、介護療養が4床ということであります。ある意味一番中途半端的な規模といえますかこういうことでもありますので、経営は非常に厳しい。ここ数年やはり多額の損失を出しながら、一般財源の方からの支援で経営状態が何とか保たれているところでありまして、診療所の今後の運営方法あるいは規模、これらは地域の医療の貢献度、それから医療の必要性、そして財政的なもの、これらも含めて早期に結論を出す必要があると思っております。

そういう中で今これも基幹病院と絡みますけれども、基幹病院関連に伴いまして大和病院そして今の県立六日町病院、これらのこともあわせて検討を行う必要がございます。例えば老健施設といった場合に、例えば城内診療所のところがいいのか、あるいは大和病院の近辺に置くのがいいのか、あるいは六日町病院地域に例えば置くのがいいのか。こういうことも含めてそれでは市で建設運営をやるか 市というか病院の方になりますけれども、こういうことも含めて総合的な観点の中から検討を進めていかなければならないと思っております。

福祉施設は全て民間というこの部分につきましては、ご承知かと思えますけれども、介護的な施設のことについては、これは民間にできればお願いしたいと。老健については前々からいろいろお話がございました。前の院長の小山先生のとときからも老健、老健という話はございましたがなかなか簡単なことではありませんので、一緒になって研究しましょうということであったのですけれどもああいう結果でありますので、一時話は中断しておりましたけれども、また改めて先ほど触れました総合的な見地の中で検討を進めていかなければならないものだと思っております。

3 小学校スクールバス基準2.5 Kmの緩和を

3番目のこのスクールバス基準につきましては教育長の方に答弁させます。

4 職員の職場環境について

職員の職場環境についてであります。今、正職員数が平成18年4月1日付で1,061人ございましたけれども、この22年の4月には990人で71人の減となっております。臨時職員はこの11月末現在で509人あります。ただ、これは緊急雇用、震災復興こういうものも80数名おりますので、実質的にはそれから81を引いた方がいいのだと思えますけれども、18年4月よりは一応150人ほど臨時職員は増えているということでもあります。

18年よりは、これは緊急雇用的な部分が大きく影響しているということでもありますけれども、そういうことでもあります。

その内訳になりますと子育て支援の保育園の方で216人。教育委員会で106人、病院で103人、その他84人ということであります。そういう臨時職員の内訳でありまして、特に保育園の臨時職員につきましては、昨日ですか、申しあげました正職との割合6・4という基準はきちんと守っていこうということで、年度当初は大体そういうことになるわけです。ところが年度途中で途中入園、あるいは障がい児の入園、こういうことのための加配が年度途中で必要になることがある、そういう場合は臨時職員で対応しております。それからこれも昨日申しあげましたが、結婚・出産こういうことの中で子育ても含めて長期的な休暇、それも必ず年度途中に出産してということではありません。結局途中的な部分もありますので、年度の途中の中ではその6・4という数値が一時的に逆転するとかそういう可能性も出るわけでありまして、基準的にはちゃんと当初そういうことで守りながらやっていっているというつもりでありますし、そうしていきたいと思っております。

特にまた保育園につきまして今、浦佐保育園が来年度からは一応閉園で認定こども園になるわけです。この中に職員数が正職員数が11人ございます。それから藪神の北・南が統合されるわけですが、北の方で正職員が5名、それから今後予定される公設民営あるいは民設民営的な部分に含まれる職員数が16名、合計32名の保育士さんが今後はその今の設置数でいいますと必要なのですけれども、いわゆる民間委託だとか閉園だとかということになって32人がその減った保育所の中に回っていけるわけでありまして、それらを見越しながら毎年5名あるいは6名というような採用を行っているわけであります。

これを全く無視をして一時的に大量に例えば採用したとしますと、必ず後でまた大変な問題が出てくるということですので、一時的には議員おっしゃったように臨時的な対応ということが免れない部分もあるわけですが、そう遠くない将来にはきちんとした配置ができるということで考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、今、市の職員でやはり長期療養という方がちょっとずつやはり増えているわけがあります。長期病欠休者が平成19年ではでも28人であったのですけれども、22年この11月末では18人、10人ほど減っております。ただ、メンタル的な部分が3人から5人という増え方があります。それから休職者、さっき言ったのは病休ですね、病気の休。それから休職者が平成19年では5人であったものが8人、今は8人です。昨年度は10人おりましたけれども、復帰していただいて8人ということではありますが、そのうちのやはりメンタルが平成19年には3人であったのですけれども7人、倍増。

そういう現状もございまして、やはり長時間勤務者、今、毎月超勤の数を45時間以上を超えた者については報告をさせて、そしてどこに原因があるのか、どういうことでこうなっているのかというのをきちんとチェックをしながらやっておりますし、産業医による検証これらも面接も含めてやっていただいております。それから大和病院の医師によりますメンタルヘルス相談の実施も毎月2日間程度やっておりまして、宮永先生を中心に非常によくやっていただいております。健康管理に関する研修会実施は延べ10回ほどやっておりますし、人事考課制度の中での面談による職員の把握状況、これは年度始め・中間・年末の3

回実施しております。少しでも異常的な部分があればすぐにメンタルヘルス的なことを受けていただくとか、あるいは一時休んだ方がいいという判断が出ればやはり休んだ方がいいということになるわけですが、けれどもそんな状況を努めております。

確かに事務量も減っているとは申し上げません。ただ、倍増したとかそういうことではないわけでありまして、相当多いということは実感としては持っております。それとやはり今のIT化と言いますか、こういうことの中で非常に仕事を追うのではなくて追われる、こういう精神的な部分もあるのではないかとこれは私の持論であります。自分で余り機械に強くないものですから、どうもあの機械を一日ずっと操っていると、ほとんどこう目はチカチカしますし非常に厳しい。自分で考えて書いたりですね 資料収集にはものすごくいいです、だけれども何か文書を作成する際とかそういうときは、慣れている人はすごく早くていいですけれども、やはり考えて書くというここの訓練をきちんとやる方が、私はいいのではないかと思うのですが。これは今の時代の流れでありまして、そうしても仕事が追いつかないということになればどうしようもありません。

そういう機械化という部分も、本来は業務量の減少とかそういうことにつながるわけなのですが、逆に何かこう増大しているような感じがするというのは私の感想であります。これも含めてそれぞれ対応を検討しなければならないと思っております。極力病欠、精神的な苦痛という部分は取り除いていくように努力はしておりますので、よろしく願い申し上げます。以上であります。

教 育 長 3 小学校スクールバス基準2.5 Kmの緩和を

小学校スクールバスの基準については教育長が答弁を申し上げます。議員ご承知のとおりと思いますが、国の遠距離通学基準では小学校4キロメートルというものがあります。この基準がありますために県内の20の市でも、4キロメートルという基準を使ったバスの送迎が多いというのが実態であります。これは歩くこと、歩いて学校に通うということの意義を考えてのことだと私は考えております。ある程度の距離を歩くことによって身体を鍛えたり、あるいは友達と一緒に助け合いながら歩くということで、そういう友情ですとか思いやりですとか絆ですとか、そういったものもおのずから育ってくると、こういうことも当然考えなければならないと思っております。

私どもの市ではそうは言いましても道路の改良の条件、歩道の状況等々を考えまして、小学校では2.5キロメートル、中学校で3キロメートルという基準を持っているところであります。ただ、この距離につきましては市内での公平性を確保するための目安でありまして、全てこの距離の基準で切っているというわけではありません。低学年で通学班の編成が困難な場合ですとか、あるいは学校とその集落との間に全く人家のないところが相当の距離あるとか、そういったことは考慮に入れた上でこの通学バスの運行を決定してきております。

したがいまして、この数値基準に満たない部分であってもスクールバスに乗車させたり、あるいは、通学路の除雪状況等を勘察して冬季間だけスクールバスに乗車させるといったこともやってきておりますので、その点をご理解をいただきたいと思っております。今現在でも例え

ば秋口のクマ・サルといったときには臨時にスクールバスに乗車させてもおりますし、災害などがあれば当然の配慮はいたしております。しかし、この基準をさらに下げていくとなりますと、最初に申し上げた、歩くということの意義を否定することにもつながりかねませんので、現段階ではこのスクールバスの基準2.5キロ、これを緩和する考えは持っておりません。以上であります。

岡村雅夫君 1 医科大学誘致でメディカルタウン構想を

では1点目の問題ですが、市長、前向きな考え方を伺いまして、本当に実現すればなという思いでございます。ちょっと実態を申し上げますと、北陸4県調査をしていただきまして、新潟県は238万人、それで医師の充足率というのは全国で43番です。富山県は109万人で1校。新潟県1校、富山も1校なのですが、充足率10万人当たりの医師数の充足率は21位だそうです。そして石川県には金沢大学と金沢医科大と二つありまして、ここは充足率は116万人ですが13位ということで、非常に他県に比べても北陸4県ではダントツであります。福井県については80万人の人口のところに1校あるわけですが、24位ということで、新潟県は43番でございます。こういった実態はやはり如実に出ていますので、本当に県と力を合わせてぜひやっていただきたいなと。

そしてある統計でいきますと新潟県の医師数というのは、全国は213人10万人当たりのところを174人ということで、それを今43番なのですが、これからの医療環境を見ますと市長はさっき700人と申しましたが、専門家では930人の不足だろうと。要するに1,000人くらいこれから補充しても過ぎないというような統計も出ているようでありますので、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

それで、市長が基幹病院の開院にインパクトをとというような話でございますが、非常に私は基幹病院の進捗がなかなか進まないなというふう感じていたのですが、知事がこういったことを唐突に出すあたり、非常に何かリンクしているのかなというふうに感じました。そういう点でひとつこれから注意してというか、意をひとつ強く持って話をしていかなければならないところではないかなというふうに思います。

基幹病院の目的の中に総合医を育てるとか、あるいは地域医療医を育てるとかということがあるわけありますので、こういったまたいろいろの各種研究施設という話もあるわけあります。非常にマッチしたことはないかなというふうに考えておりますので、一考をお願いいたします。

当市には北里大学というものがありまして、非常にその看護師あるいは関連の方々を養成しているところがあります。そしてまた国際大学には私学振興財団という組織であります、そういった中で60町歩からの土地をあそこへ有しておりますし、非常に連携が取ればなというふうに考えておりますがひとつ。先ほど市長も申しておりますが、そういう点ではそれなりに準備が整っているなというふうに思いますがひとつよろしく申し上げます。

ただひとつ、こういうお話を私幾つかのところではちちらとしてみますと、「いや、無理だろう」と、「この雪国」という話でそういったその医療供給基地を作るなどというところが、

可能かどうかということについて若干お話してみたいと思うのですが、時間がなくて申し訳ありませんが。

たまたま、私事で申し訳ありませんが、私の4番目の子どもが北海道の酪農学園というところへ行っているのですが、ここから考えると非常にあんなに寒いところ、半年雪の中に埋まっているようなところで大変ではないかという感じがしますけれども、やはりそこに住めば人間というのは順応し、そしてその中でどうして生きようかというやはり知恵を出すわけでありまして。そういったより大変なところで育って全国に医師が供給されていくというあたりも、やはり売りではないかなというふうに考えますが、ひとつそういう点でもよろしくお願ひします。

2 城内診療所に老人保健施設を

それから2番目の件につきましてですが、城内病院について私は再三、診療所は病床についてはなかなか大変だということをお聞きしているわけでありまして、現行で立ち行かないということであれば、私はこれを進めるべきではないかなということですので。そして公がやることによって年金で入所できる、そういったかたちで、普通老健というのは高いのですが、公がやることによってそのまた見立てで、住所をそこに移転してやるとかというようなことで治療が行われることになれば、かなりの安いお金で老健施設に入所ができるというようなこともありますから、ひとつその点も考えてぜひ検討していただきたいなと。

ちなみに栃尾病院などは併設型老人保健施設ということでリニューアルしてやっているそうではありますが、あそこは栃尾病院でなくてやはり診療所ですね。そういうことですがひとつよろしく。

それで先般、本田病院という精神科の先生のお話を聞いた中で、団塊の世代がこれから高齢者社会を迎えるということ、私は15年後に75歳になるのですがその10年後だそうです。25年後、痴呆とか介護が必要となる年齢がピークに達するということを言っておられました。そこで、ではピークに達したからあとはそれで終わりというのではなくて、それが持続をすると、緩やかに下降線をたどりながら持続するということでありまして、その数は現在の格段の差があるという話をしております。今から取り組まないと言間に合わないという状況だそうであります。

特に精神、高齢になると精神がどうしても関わってきますが、それはもうどうしても家庭介護というわけにはいかないと。施設介護が主となるということで、それは当然行政でやらなければ間に合わない。民営というのはなかなか資金がいりますので大変だということが言われておるそうでありますので、ぜひ、ご検討いただきたいと思ひます。

県下では特養の待機者という老健のもっと重度のところですが、特養の待機者というのは4,100人、要するに新潟県では2000年に4,100人になったそうです。それが今1万8,000にもなっているということ。当市ではいろいろ手当をしていただいておりますので400人そこそこというような話もありますが、潜在的にはもっとあるというふうにとらえるべきではないかというふうに思ひます。

3 小学校スクールバス基準2.5 Kmの緩和を

次の小学校のスクールバスの問題についてですが、歩く意義、体力、これを主張しますと、すぐ学校近隣に住んでいる人はどうだということになりますので、それはちょっと置いていただきたい。そして私たちが小さい頃には、遠くから通学してくる生徒はなかなか脚力があるとか、体力があるというようなことも言われましたけれども、それはひとつ置くべきではないかなというふうに思います。

ちょっと大崎地区の例を申し上げますが、海士ケ島集落というのがありましてこれは2.2キロです。ところが、点在ですので非常に大変で、朝、今生徒が1年生が一人、3年生が一人、6年生が一人というふうなかたちで3人で朝登校するわけです。朝、男の方がボランティアでサポートをしていただいているわけでありましてけれども、午後、帰りはちょっと私はだめだなということで断っているそうでもあります。この例を見ますと非常に距離基準が足りないということですし、路線バスもないというようなことで、なかなか小学校では苦勞されています。要するに一人下校になるわけでありまして校務員が送っていると、こういうかたちがやられております。

私はこの実態を見たとき、点在集落と申しますと水尾とか今町新田というのがやはりあるのですが、水尾が2キロで今町新田は1.9キロとこういうことで、絶対対象にならないとこういう話であります。やはり点在ですのでその集落間がなかなか大変だということで、子どもを要するにボランティアさんが送り迎えをしているというふうなかたちが起きているわけでありまして。今2.7キロの穴地、穴地新田という集落は路線バスが主でこうやっているのですけれども、私はこういう実態を見たところで、やはり通学というのは大きな問題だなと。

穴地八色という集落があります。これは4.6キロです。昔、私たちの頃は彼等は歩いてきました。そして冬は早上がりだと。雪が降るとかんじきで迎えにきてもらってというふうなかたちだったのですが、ここの集落でたった一人の通学になったときに、赤石小学校に行っております。その後ずっと赤石に行くことになっておりまして、行政区は大崎でありながら赤石に通学していると、こういうことであります。

また、国際大学は学区でありながらも浦佐小学校に行くというふうなかたちで非常に国際大学の場合は自力でやるというかたちだそうですねけれども、こういったことで行政区を離れたかたちになるというようになっておりまして、非常に疎遠になってきやまいかなと。これは私の質問でなおるわけではありませんし、大崎へ来るのが嫌だと言われればそれまでなのですけれども、そうではなくて、やはりそういった通学の問題というのは大きな問題だというふうにとらえていただきたいと。

そして一周できるような感じでありまして私が提案したいのは、保育所バスが今送迎は多分8時半過ぎからだと思うのですけれども、それを流用することによってこういった問題を解決できないかと。小学校は7時半から通学、8時半には授業が始まります。そういう点で利用が可能ではないかということをご提案するわけでありまして。

4 職員の職場環境について

次に職員の待遇についてですが、これは2点あると思うのです。私は臨時職員が非常に・・・今、保育所の現場をかなり詳しく教えていただきましたが、やはり職員という立場、臨時という立場というのは、幾ら同じ仕事をしていたとしても違うと思うのです。やはり職員には服務上の誓約、義務が生じておりますので、職員同士の連絡あるいは命令系統こういうのがやはり確保されていなければならないというふうに思います。そういう点、臨時職員がいるところではなかなか話せない問題もあろうかと思えます。そういう点では私はかなりの制約があるのではないかなということで行き書いたつもりでございます。そういう点で問題があるかないかひとつもう一回お聞きいたします。

それから心疾患という言い方をして質問させていただきましたが、今、南魚沼市では自殺対策事業年間計画というものをしております。この表題を見ますと今、南魚沼市では1年間に平均24人が自殺死亡していて2週間に1人の割合だというふうな言葉があります。私は今、メンタルの面が大分あるという話を聞きましたが、普通メンタルの部分ということになりますと、休職をして初めてわかるということが大体周囲の方々、俺は知らなかったというような感じが一般的ではないかと思えます。そういった中で私はやはりさっき言いましたようにオーバーワークになって、そしてすぐ隣の職員の相談にものってやれないというような事態が起きてはな、というふうに思いましたので今回ここへ取り上げたわけでございます。私は職場の中でそういった気遣いや仲間意識を持って、そして仕事に精進できる環境というのは大事ではないかなというふうに思うわけであります。

先般、ある保育園においても事件があって、本当に私は残念でありませんが、職場での問題でありますのでやはりそういった職場だけということを私は限定するわけではありませんけれども、その人の内的な問題いろいろあると思えますけれども、よく調査されまして再発防止それにはやはり特段の努力を払わなければならないものではないかなというふうに感じております。身分を保障されている公務員が心身共に健康であってこそ、市民のための業務サービスができる。ぜひ今回のこれを教訓として仲間に気を使い、健康に留意し合い、さらなる市民サービス向上に向けて精進していただきたいということを申し上げておきます。

市長 1 医科大学誘致でメディカルタウン構想を

再質問にお答えいたしますが、この医科大誘致の関係でありますけれども、議員おっしゃっていただいたように県の中でも北陸地方ではこういう状況だと。まさにそのとおりでありまして、もう一つあっても全く不思議はないというような状況でありますので、とにかくこれは懸命に知事に働きかけながらやっていかなければならないと。北里保健衛生学院の鈴木院長さんが、来年度から日本免疫学会の会長に就任をされることになっております。その就任を受諾した条件が南魚沼市で日本免疫学会の総会をやることと、そういうことで24年にそれが内定をしているところであります。

そういうこともありますので、北里大学はもちろんでありますし、県の知事ももちろんでありますし、それぞれの機関やそういうところに周知をしながら、雪国であるからということとはもう言わせないというくらいの気持ちでやらないとだめだと思えます。しかも、雪があ

って空気もきれでそういうすばらしい環境の中でということも打ち出していかなければならないと思いますので、ぜひともこのことについては県に強く働きかけをさせていただくと、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

2 城内診療所に老人保健施設を

老人保健施設の件であります。議員も私よりは四つ、五つ下でしょうか。全く私は団塊のその真ただ中でありまして、我々が80歳になる、85歳になる、あと15年か20年後ですね、一番ピークに達するわけであります。この年代が終わりますと当然ですけれども団塊の世代700万人と言われておりますので、これはいつか終わるわけですから。それがあ程度終わると人口構成上も、今ちょっと少子化が進んでいますからなかなか無理かもわかりませんが、形のいい部分があらわれてくる。結局老人の数というのはその部分は激減するわけですね。

ですから、非常に公立、公設として運営していくについての介護施設は、ちょっとやはり転換が簡単にききませんので疑問があるということを申し上げながら、今、特に介護施設については民間の方の参入をお願いしているわけであります。老健も民間の方で例えばそこで一緒にやりたいとか、そういうことであればそれはもう全く歓迎をするところでありまして、そういうこともなく公立でやらなければならないという部分もかいま見えるわけでありまして、市の医療・福祉・保健体制の中で、市としてやはり老健施設の一つくらいはどうしても必要だともある方からは言われている部分もあります。そういうことも総合的に含めて、場所は特定せずに市内の中でもし建設ができればという方向も模索をするということでご理解いただきたいと思います。

3 小学校スクールバス基準2.5 Kmの緩和を

スクールバスは教育長から答弁いただきます。

4 職員の職場環境について

職員の職場環境であります。なかなか先ほど触れましたように非常に機械化をされて、毎日、毎日機械と向き合って、コンピュータと向き合って。ですから、やはり人間関係がある意味希薄になるということは私はあると思うのです。そういう中で職員間同士が気遣いをお互いができるような環境とか、そして何かそういうつらいことや困ることがあったときにすぐ相談できる体制はきちんと整えていかなければならないと思っていますし、そのことは総務課の人事を中心に職員にも啓もうしているところであります。

先般、不幸がありました部分については、今、大和病院管理者の宮永先生から直接出向いていただいて、職員一人一人にメンタルヘルスケアを行っているところでありまして、先般宮永先生からお聞きをしましたら、ほぼ大丈夫であろうと。であろうとですね、まだ。ですから、余りナーバスにならずにお酒の一杯も飲んで寝たら、というような冗談も言えることにもなってきたというようなこともおっしゃっていましたので、そういう問題が今後起きることはないと思いますし、絶対避けなければならぬと思っております。その件については非常にご当人にとっては気の毒でありましたし、我々も哀悼の意を表しなければならぬとい

うところでありますのでよろしくお願いたします。

教 育 長 3 小学校スクールバス基準2.5 Kmの緩和を

答弁申し上げます。先ほども答弁申し上げましたようにこのスクールバスの運行につきましては、距離の基準とそれからその通学路の特殊性といいますか安全性といいますか、この二つを総合的に斟酌して勘案して決めてきております。先ほど当面見直すつもりがないと申し上げたのは、距離の2.5キロについてであります。議員のお話を伺っておりますと、例えば大崎小学校で登校時は3人なのだけでも下校時は一人になる。その一人は校務員が送っている。現実こういう対応もとっているところであります。これは大崎小学校に限った話ではありません。

こんなふうに通学路の特殊性・安全性こういったことでバスを運行することは非常に困難であっても、その他の何らかの方法で安全に帰宅させるという配慮はこれまでもしてまいりましたし、これからもしてまいりたい。今、少子化がどんどんと進行しておりますので、今後は通学班がなかなか編成できないというそういう集落が出てくるのが当然考えられます。そこにバスを回すとなりますと、道路の関係ですとか交差点の関係ですとかいろいろありますし、また、保育園のバスといいましてもぐるっと回って帰るまでの時間というものを考えると、全くゆとりをなくしてしまうというわけにもまいらないかもしれません。したがって、そういうところには何らかのバスに限らない何らかの登下校の便宜は考えなければいけないと、こんなように考えております。

それとあわせて今現在も安全面などで地域の皆さんからスクールガード、ボランティアで頑張ってもらっていておりまして、本当に頭が下がるところでありますけれども、今後とも地域でもそういう見守りの体制は、また引き続きお願いをしたいと思っております。

これらのバスあるいはそれに代わる何らかの送迎の車というふうなことを考えるときに、その該当するその集落にとっては非常にいいことなのだけでも、他の地区から見たときに公平を欠くではないかという話にならないような、そういった配慮もまた必要だろうと思っておりますので、その辺を総合的に斟酌しながら対応してまいりたいと、このように思っております。なお、個別の案件につきましては私どもの課長とよくご相談いただければありがたいと、このように思っております。以上です。

岡村雅夫君 1 医科大学誘致でメディカルタウン構想を

では1点目は今後の努力をお願いして。

2 城内診療所に老人保健施設を

2点目ですが、私は城内病院を若干訪問させていただいたのですが、常勤の医師は2名いるわけです。そして地域医療等に関心のある方のような話を聞いております。年齢的にもまだ若く、一方の人は退職して66歳というような話であります。それぞれが意欲を持っていらっしゃるようであります。

医師の考え方がそこには一番必要なのですけれども、診療所併設型というのは医師が必要ということです。老健については特にです。19床の中で今4床がそういった療養型医療系

の病床でそういったことがされていまして、また一般病床もほとんどまたそういう方々が入っておられるというようなことで、非常に地域では、あるいはこの南魚沼では、大変重宝というか助かったというような話もよく聞いておりますが、そういう点でも経験、実績があるわけありますので、それなりに進まれるのかなという気がしております。

その医師自体も今年完成した楽生園ですか、の嘱託医をしているそうでありまして、自分のところでもそうしてやれば、ということをお私には考えたわけあります。現状でも30床はすぐできるそうです。事務長がここにいらっしゃいますが、ここで4期計画が終わり5期計画をする段階で、ぜひともこの城内地域・五十沢地域の医療と保健・福祉の拠点としてあそこが、要するに無医状態だそうです。今は二日町診療所がありますけれども、ほとんどのお客さんが五十沢・城内だという話でありますので、私が一人でこう言ってもだめですので、ぜひ地元の方々と相談をされて計画されてはどうかというふうに考えます。

3 小学校スクールバス基準2.5 Kmの緩和を

3点目であります、安全ということについてはやはり非常に、父兄の方でうちの子が犠牲者にならなければだめだろうと、さっきの海士ケ島の方が私に去年の今頃切実に訴えたこととございます。それほどやはり心配だそうです。今回学童保育もやっていただきましたので、今度は帰る時間帯をもしあれだったら一緒にすればいいわけあります、それなりの対応が今後できるのかなという。あるいは帰りについては父兄が、学童を使うようになれば迎えの方はいらないわけあります。そういう点をこれから考えて、ひとつ安全というものに関しては交通の安全もあろうし、今なかなか大変な時代でありましてそういう事例も出ているようであります。非常に不審者と申しますか、そういった方々も声かけがあるとか、いろいろな事情があったりして本当に悩んでいらっしゃる姿を去年見せていただいておりますので、検討をぜひお願いしたいなというふうに思います。

4 職員の職場環境について

それで最後の職場環境の問題についてであります、私は以前大和町時代に臨時職員を全部切った経過がございます。要するに定数というものは、市民サービスに必要なものというふうに位置づけしますと、その定数というのではこれでいいのかどうかとこういう話であります。私はそういったところも実際に現場で働いている方々ときちんと話をされましてやらないと、定数は減らすけれども臨時はどんどん使っていくということはちょっとおかしな状況が起きやしまいかないかなという感じで、定数というものはどういう規定をしているかと。その辺をひとつお聞きしておきたいと思っております。

そして労働環境についてですが、やったことの、要するに合併の一つの目的に専門職を育てることがあったと思っております。専門職で自分の畑でやれる方々は、ずっと熟練でやれると思うのですけれども、ぼんと飛ばされるといいますか、自分でちょっと心配だなと思うようなところに配置をされたときに、こういったメンタル的な問題が起きやしまいかないかなというふうに感じます。そういった相談業務をきちんととられまして、そして配置転換というようなことも可能だかと思っておりますので、ぜひそういった取り組みも考えながら相談にのって、

二度とこういったことが起きないように。市民どころか一番保証されている方々がそういった状況であるということは、市民にとって不幸なことですので、ぜひ心身共に健康で頑張ってサービスが供給していただけるというような体制が必要かな、というふうに思いますが所見を伺って終わりにします。

市長 2 城内診療所に老人保健施設を

お答え申し上げますが、老健施設の件でのことであります。老健施設は先ほどから申し上げておりますようにどこにどうだとか、じゃあ例えば30床でいいか。30では、やるとすればとてもこれはだめだと思いますけれども、それは別にいたしまして城内診療所が今の特に城内・五十沢地域のもう医療の核でありますから、これを廃止しようとか、そういうことは全く考えておりません。ただ、利用状況によってベッド数が少なくなるとか、そういうことはそのときどきの中で若干出るかもわかりませんが、廃止をしようとかそういうことは全く考えておりませんので、うまく経営が回るようなまた方策も一緒になって考えながらやっていこうということでもありますのでよろしくお願いいたします。

3 小学校スクールバス基準2.5 Kmの緩和を

スクールバスについてはまた教育長の方から答弁申し上げます。

4 職員の職場環境について

最後の職場環境についてであります。職員組合とも十分いつもそれぞれの職場条件・労働条件・環境これらについても話し合いを行っております。職組から出された要望を全部一度に実現できているわけではありませんけれども、相当の改善を見ながら、お互い納得しながらやっているという状況であります。そして配置転換、これもまれですけども年に1～2回やはりあります。ある人もいます。どうしてもそこでだめだと。早くそういうことを発していただければ、我々もそこへ無理して置いて、例えば身体を痛めたり、心を痛めたりということのないようなことは考えながらやっていくわけです。けれども、先ほどちょっとおっしゃっていただいた、なかなかそのことも自分の方から発言ができないとか、そういう状況もあるという部分も我々も若干認識しているところがございますので、そういうことのないようにやっていかなければならない。

ただ、一つはやはり職員の中にはちょっと精神的に弱い人もいます。ちょっとやるともうすぐ音が上がって休まなければならない。それはそれでちゃんとお医者さんの診断書ももらってくるわけですからいいのですけれども、それに何ていいますか寄りかかる部分が見えないばかりでもない部分があるのです。そういう皆さんには、やはりもう少し心を強く持ってもらって、そしてやはりやっていただくということもこれは指導していかなければなりません。

当然またお医者さん方の指導を受ける中でもそういうことはやはり生きていくのですから、生きていくのですから。幾ら恵まれて保証されているとはいえ、やはり自分で生きるというその力が身につかなければこれはどうしようもありませんので、そういう強さの面も若干求めなければならぬと思っております。人事といいますが、定数の基準のその数値的

なことが必要でしょうか。（「どういう考え方をされているか。定数でサービスが、業務ができるという考え方をしているのか」の声あり）

そうではありません。業務というか、変な話ですけども、単純的な部分はやはり臨時にお願ひするようなことがこれは多々あります。そういう部分は臨時で対応ということは、それはもう私はそれで然るべきだと思ひます。職員を一人置くには仕事量として足りない。だけれども今の人数の中ではちょっとやはり忙しさがあつ過ぎるとか、そういう場合に臨時対応をするわけでありまふ。今はちょっと違ひますよ。今は緊急雇用とかそれでちょっといっぱい入れておひます。

そういうことですから、本来であれば定数で足る。例えばいつも申し上げまふけれども、税務の申告の集中するときとか、まあ別個にも例えばどういふことであつても結構なのですけれども、そういう臨時に非常に忙しくなる時期があつるとか、そういうことを臨時対応をするということが基本でありまふのでよろしくお願ひいたします。

教 育 長 3 小学校スクールバス基準2.5 Kmの緩和を

通学のその安全確保のための例えば費用、経費を全て市が負担すべきなのかどうか。これについてはそれぞれお考えもあつるかと思ひますが、ちょうどそこを經由して行く市が運行して行く車があればそれに乗つていただく。それがなければ、そのために1台車を出さなければならぬわけでありまふので、その辺のことについては何らかのルールのようなものも必要になつてくるかと思ひます。また、個別の案件になりますので具体的な部分についてはよく相談の上で、お互い納得できるようなところを探つてみたいと、このように考へておひます。

議 長 質問順位20番、議席番号17番・腰越晃君。

腰越 晃君 午後の大変眠気が襲つてくる時間かと思ひますが、議長から発言の許可を許されましたので通告にしたがひまして質問をさせていただきます。今回は2項目の質問をさせていただきます。

1 大原運動公園整備・野球場について

1項目目は大原運動公園整備・野球場についてであります。野球場について特にこれだけを取り上げて質問するのは今回が初めてになります。過去4回この体育施設整備・運動公園については質問をさせていただきました。特に先の6月議会で私の考えはこの場で申し上げさせていただいておひますので、今回は本当に現状の私の疑問についてお伺ひをさせていただきます。

さて、9月定例会におきまして市長が表明された、議会の判断材料として提示する基本計画の内容とはどういふものになるのか。特に野球場に関してであります。市長の考へについてお伺ひをしたいと思います。

9月定例会一般会計補正予算審議において、改修あるいは修繕こうした表現で議論が行われました。しかし、もっと具体的にどのような球場が当南魚沼市にふさわしいのか。中長期的な財政見通しの中で整備することが可能なのか。こうした二つの課題に対する議論がなか

ったこと。こうした議論の中でやはり何がふさわしいのかということを決めていくべきではないのかと、このように考えております。

私は検討委員会答申の球場の両翼100メートル、中堅120メートル、これは公式のサイズであります。さらに外野については天然もしくは人工の芝を張ること。さらに内野はクレイもしくは芝。内野席3,000。有料の高校野球あるいはBCリーグの公式戦の開会が可能となる。野球場としては極めて小規模になると思いますが、これが当市運動公園の野球場にふさわしい適正規模であろうとそのように考え、この委員会答申については尊重しております。

大原運動公園テニスコートこれが今回運動公園を整備する上で大きな参考になるかと思っております。しっかりした品質のコートがあり、観客席などはありませんが、しっかりとした準備体制にきちんと支えられている。あるいは交通の便が非常によろしい。そういった中で国体を開催し、県内ではテニスで最高レベルの大会であろう高校生の大会、また、あるいは北信越大会、全国規模でのインターハイこれは平成24年に開催予定であります。こうした基本的な品質面を重視した体育施設これがあるからこそ、こうしたことも可能になったのではないかと、そう思っております。

願わくば市内のテニス競技に対するもう少し多くの方々があのコートを使って練習をし、競技をし、そして全国規模の大きな大会に行きたくしたい。そのように願っておるところでもあります。このようにテニスコートが生きた例であると思っております。こうしたしっかりした品質を持った施設、一定程度の品質を持った施設でなければ整備する意味はあるのでしょうか。少し疑問に思っている点でありました。具体的にどういう野球場がいいのかということを中心にやはり考えていくべきであろうと、そのように考えております。現在基本設計が進む状況での市長の考え。どのような具体的な提案を持って今後この問題に臨んでいくのかお伺いをしたい。このように思います。

2 自治基本条例の制定について

次の項目ですが、自治基本条例の制定についてということで質問をさせていただきます。南魚沼市が誕生し初代井口市政における基礎づくり、土台づくりも2期目の2年を経まして熟成の時期に入っているものととらえております。さらに、この基礎づくりの上に今後激変するであろう自治体の将来を見据えた新たな市政の展望を切り開いていくのも、井口市政の次期に向かう今期の重要な使命であろうと考えております。同時に井口市政は永遠のものではなく、いずれ後継者にその職を譲り渡すときが必ずやってくるのであります。首長が代わってもまちづくりの基本としてのあるべき市民や行政・首長・議会こうした機関の役割や使命、これらを規定した条例を持つことは将来に向けて検討すべき課題であると、この間ずっと考えてまいりました。

自治基本条例を策定したらどうか。実はちょうど5年前のこの12月定例会で市長に一般質問で提案申し上げました。市長の考えは当時は、市民憲章、市歌の制定を進めていく。この基本条例については積極的な考えは当時は表明されませんでした。5年を経た今、改め

て市長の見解を問いたい、このように思います。

自治基本条例は自治体の憲法とも表現され、自治体の仕組みの基本的なルールを定めた条例であり、多くの自治体では情報の共有や市民参加、市民と行政の共働、共に働くということでもあります。こうした自治の基本原則また自治を担う市民・首長・行政・議会これらのそれぞれの役割と責任、情報公開、計画や審議会等への市民参加、あるいは住民投票など自治を推薦する制度について定めている条例であります。現在約1,800ある自治体の中でおおよそ180の自治体がこの条例を制定しております。ほぼ1割ということになるでしょうか。

私はこの10パーセントの先頭集団を走れとそうした単純な意味ではなく、今後のまちづくりの基本原則を示し、行政と市民が乖離し混乱することなく目的を共有し一体化していくために必要な手段、あるいは道具としてこの条例を整備していくことも検討されてよいのではないかと考えております。一般的に市民の市政への関心は非常に薄く、これは全国的な傾向でもあります。単純化されたわかりやすい、特にこれが批判的であればなおわかりやすい、浸透しやすいスローガン、あるいはPR、耳によい政策こうしたものに引かれがちであります。

しかし、そうした市民をリードし原理原則の重要性や共に働き、汗を流し、知恵を絞るこうした共働の本来の意味を知ってもらい、南魚沼市の継続的な発展にお互いに寄与していくべきことを認識していただく。こうしたこともこの条例を通じてやるべき重要な仕事であるかなと思っております。

また、今後地方分権は国家財政の危機的状態の改善、効率的な行政システムを再構築していく上で避けて通れない課題であります。あえて地域主権ではなくて地方分権と言わせていただきます。地方分権は進んでいくものと考えております。そうした状況で今後さらに自治体間同士の競争が激化していくものと推測し、いかにまとまりのある強い自治体をつくりあげていくかが、今後自治体間競争の勝負を決めていくであろうというように考えております。その意味でも自治基本条例は戦略的な手段ともなるであろうと、そのようにも期待をしております。

しかし、一方で、特に市民参加、住民投票の規定などについて代表民主制を否定するものである。あるいは市民は扇動的な主張に流されやすくなる。こうした批判的な意見もあります。それらは百も承知です。憲法及び地方自治法の規定のもとでいかに市民を含めた自治能力を高めることができるのか。今、自治体に求められている大きな課題であると思っております。成熟した分権国家、成熟した民主主義国家を目指す上で諸刃の刃も受け入れなくてはならないということも言えるのではないのでしょうか。

さらに一步踏み込んでこうしたマイナス面だけをとらえるのではなくて、市民をリードしていく。これがやはり行政の仕事であり我々議会の仕事でもあろうと考えております。自治基本条例これが民主主義という本当に長い時間と苦勞をしながら意思決定をしていく、こうした政治システムであります。これを維持していく限り、やはり自治体の意思決定その過程や活動及びその指針、こうしたもののわかりやすく有効な手段としてこの自治基本条例が使

えるものではないか、そのようにも期待しているわけであります。以上、ちょっとわかりにくい表現もあったかもしれませんが、市長の自治基本条例制定への考えを5年間を経る中で再度お伺いをしたいと、このように思います。以上で1回目の質問を終わります。

市長 大変高邁な質問でありまして、答弁がそれに比べてちょっと劣るぞということにならないように考えながら答弁させていただきます。

1 大原運動公園整備・野球場について

まずは1番目のこの大原運動公園・野球場についてであります。ご承知のように9月の定例議会で調査基本設計費をお認めいただき、今その発注に際しまして、発注はしたわけですが、その際にまずは検討委員会から答申をいただいた基本構想これを一つ。そして構想とパブリックコメントなどによる意見を踏まえた整備方針。これを基にしまして立地・環境・地形・条件これに整合した全体像であります基本計画と、想定される各施設 これは野球場ばかりではありません。各施設の基本設計を求める、今求めているところでありまして、10月29日に委託業者との間で仕様内容の細部確認と現地確認を終了いたしまして、その直後から現地測量を開始しております。当然測量は終わっているわけでありまして、今のところ1月中旬をめどに比較資料の提案ができるよう事務局に指示をしているところでありますので、1月中旬には出てくるだろうと思っております。

さて、その中で9月の定例議会でも申し上げました特にその野球場ということにつきましては今現在答申をいただいている案、これが一つですね。もう一つは部内でちょっと検討させていただいた部分がございます。例えば室内練習場と称して、今の基本計画の答申案の中にある、観客席の下に小さいですけれども室内練習場的なものを設けるという部分があったりしたわけですが、それは余り使い勝手としても広さとしても、ちょっと中途半端ではないかと。そうであればそれは例えばいらぬのではないかと。そういう案も出ていましたのでそれらを例えば抜いた案ですね。それからいろいろお話がありました現在の球場を補修改良して使う案と三つです。

ただ、譲れないところはさっき議員おっしゃっていただいた両翼100メートル、中堅120メートル、これはどうかたちになるにせよ譲れません。これをやらない限りは野球場としての機能はもう果たせないということになりますから、これはもう絶対やる。どういふことがあってもこれだけは例えば補修であってもこれはやらなければなりません。

あとは今、私がちょっと考えておりますのが、マウンド移動で少年野球専用の球場としても使えないのかと。これはそうなれば日本で唯一であります。少年野球専用の球場というのはございません。バックネットと外野フェンスを仮設で若干前に出せばそれで両翼とキャッチャーからバックネットまでの距離、これは少年野球用に適合するわけでありまして、マウンドが移動できればそれで少年野球専用の球場として使えるわけでありまして。

今、リトルリーグの日本選手権みたいなものもありますけれども、ほとんどが東京ドームとかそういうところで、別のマウンドをちょこんと置いて今あるマウンドはそのままでですね。東京ドームなどの場合は沈むのだそうですけれども、少年野球専用的に使っている球場とい

うのではないわけでありまして、これは野球評論家の石田さんという方が非常にこのことを提唱しておりまして、これは別にお金をかけなくてできるわけです。そういうことが可能か否かこういうことも検討させていただいて、出てきた案の中でやはり1案、2案、3案と出るわけですけれども、それでではおおむね幾らかかるのか。それを検討して市の財政面をきちんととらえながら、維持管理費も含めた将来的な部分もきちんと計算をしたり、シミュレーションしたりして、ではどの規模でやらせていただくということを内部的に決定しながら、議会の皆さんにまたご相談申し上げます。

議会の皆さん方からご了解をいただければ、反対ということも唱えているいろいろご署名をいただいた皆さんもありますので、その皆さん方にも説明するということは約束してありますのでご説明申し上げます。そして23年度、踏み込めれば建設費の計上も考えていかなければならない。踏み込めればですね。複数年にまたがりますので当然ですけれども債務負担行為的な部分になります。

ただ、何としても23年度中にやらなければならないことはテニスコートの改修といえますか施設の改修であります。これはもう24年のインターハイに間に合わせなければなりませんので、これだけは最低でもやらなければなりません。そうなりますとやはり複数年ですので、債務負担行為を認めていただいた中で23～24あるいは25まで伸びるかこれは別ですけれども、そういうかたちで計画を進めていきたいというふうに考えております。今のところではどの規模でどうだということをちょっと申し上げるところではございませんけれども、3案の中から南魚沼市にふさわしい、そして財政的にも無理のない、こういう部分を選ばせていただいて皆さんにご提示申し上げたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。1月中旬でありますから全員協議会的なものにさせていただくのか、あるいは会派ごとにご説明にあがるのか、これはちょっと議長と相談しながらやらせていただきたいと思っております。

2 自治基本条例の制定について

自治基本条例の制定でございます。5年前にご質問いただいたということでありまして、そのときは市民憲章・市歌この制定を行って合併後の市民の一体感の醸成を図る、このことを先行したいということで進めてまいりました。来春には本庁舎前に市歌の記念碑を建立して再度市歌制定の意義を市民にも訴えて思いを共有していきたいと思っております。

この住民自治基本条例、今作るとしますと、やはり市民参画・市民共働ということが中心なものになるのだらうと思っております。少子高齢化社会が抱えるマンパワー不足、あるいは市の財政規模の縮小、これはもう明らかに平成28年度からは財政規模は縮小していくわけでありましてこういう問題。こういうことはもうすぐそこあります。

そしてそういう反面、市民要望それらはやはりニーズの多様化も含めて、年々やはり増大していることは間違いございません。社会環境の変化もでございます。そういう現実の中で、首長・議会・市民それぞれの役割を明確にして共働による市を築いていく、これは当然のことです。当然のことでありまして、理想的な条文を作ることはそれほど困難ではない

と思うのです。議員おっしゃったように100だか180のもう自治体で制定しておりますので、この中からいい部分をみんな抜粋してきて作れば、これはすばらしい条文としてはでき上がります。

しかし、しかしであります。どこの自治体でもそうだと思うのですけれども、この自治基本条例というそういう性質上は、まさに言えば日本国の憲法のようなそういう本当に理想部分を掲げてやる、抽象的でもあります。それから全てを網羅するという部分も確か入ってくるのですね、全てを。この部分は例えば地方自治法上規定されているからそっくり除いていいやとか、そういうことにはならないと思うのです。ある意味それを補完するとかそういう部分が全部入ってきますから、まさに地方自治法か日本国憲法かというようなそういう部分になってくるのだと思っておりますし、それはどうも避けられない。そういうことだと思っております。

ただ、今、日本全体もそうですし、私たちの市も合併してまだ5年でありますから、それぞれの役割分担ということがきちんとまだ熟成していない部分があると私は思います。私は思います。そうでない中で理想的な部分だけを先に掲げてやっていくということが、さていかなものかという気がまだ私はしております。特に昨今、法の目を突く的な、これは住民ということではなくて例えば阿久根市長さん、議会を開催しないで専決処分でこれは法律上いいのだということになって、ああいうことがやってもまだ無効になっていませんね。副市長の選任も含め、あるいは職員や議員の給与の半額も含め全部専決で、それが今厳然と行われているわけですから、出直しの市長選が終わるまではそれは確かそのままです。そして法律上問題があるけれども、職務代理は今の副市長でいいのだと。法律上問題があるけれどもいいということになれば、これはどういうことだろうと。非常に危険性をはらむ場面が出てくると思います。

やはり我々は元が憲法であってそして地方自治法これらに基づいて、議会も行政もそれぞれの職務をこなしているわけですし、市民の皆さん方も、憲法上あるいは自治法上に市民の皆さんの義務とかそういうことは書かれておりませんが、それはやはり選挙やそういうことに参画する中できちんとやっていくことでありますから、改めてそれでは南魚沼市の行政と議会と市民がどういう規範に基づいて行動していくかということだと思のです。もしやるとすれば、おおまかに言えば。

そうなりますと非常にまだ私も不安がありますし、腰越議員は不安があるか否かわかりませんが、市民を含めて我々も含めてですけれども、私は地域コミュニティ的なものをもう少し根付かせて、そして本当にお互いが冷静になってお互いを見られる。そういう状況を作っていく中でこの基本条例というのは制定していくべきものだろうと。作ってしまった、一人歩きしたその一つの条文だけをとらえて混乱が生じるということは、非常に私は危惧しているわけであります。そういう面からももう少しみんな、腰越議員のような高邁な理論で行動していただければ大丈夫でしょうけれども、我々も含めてなかなかそこに至りませんので、もう少し市民の皆さんも含めて、いわゆる自分たちの市の在り方とかということをもっとも

っとお互いが議論されるような、そういう環境を作りあげた中でこういう基本条例的なものを策定していくべきだと思っております、今すぐにこの条例制定をという考え方は残念ながら思っておりません。ただ、将来的にこれを否定するものではございません。時期、やはり適当な時期というのがあるような気がするところであります。以上であります但よろしくお願ひ申し上げます。

腰越 晃君 1 大原運動公園整備・野球場について

それではまず1項目目、大原運動公園・野球場について再質問をさせていただきます。その前に高邁、高邁と非常に皮肉とも私は思ったのですが、決して高邁だとは思っておりません。至極、議会・市議会に議席を預かるものとして当然考えるべきことであろうと、そのように私は認識をしております。

それでは野球場について再質問をさせていただきます。今答弁を聞いておまして三つほどの例を作って示していただくというような考えであったかと思いますが、1回目の質問で申し上げたように野球場というものを構成するもの、市長今の答弁で言い忘れになったのかも知れませんが、両翼の広さとセンターの広さ、これだけではございません。

やはりしっかりとした高校野球ができる。これは例えば県大会の準々決勝以上とかそうした大それたことは申し上げませんが、少なくとも予選、あるいは練習試合、あるいはお客さんからお金をいただいて野球の試合を見せる。こうしたものが必要になるとときには外野は芝であろうと。あるいは内野はクレイであろうと。さらに外野フェンスがあり、スコアボードがありで幾つかの これは検討委員会では3,000と言っているわけですが、お隣の十日町市笹山球場を見ればわかるように3,000というのはそれほど大きな規模ではありません。最初の質問でも言いましたように野球場としては非常に小規模である。がしかし、今の南魚沼市においては適正な規模であろうとこのように表現しました。で、質問ですが、市長は両翼100メートル、中堅120メートルと、これだけの球場をつくらうということなのでしょうか。

市長 1 大原運動公園整備・野球場について

私が申し上げましたのは、今いろいろの案を検討している中ですから、これから検討させていただく中ですから、例えばスコアボードも付けます、観客席も作ります、全部芝生化もしますと言え、もう別に皆さんに言うことは何も無いではないですか。ただ、最低譲れないものはありますと。野球場としてですね。高校野球がどうかということ抜いて。やはり両翼100、中堅120、それからスタンドでなくてフェンスなどはこれはもう言うまでもないというふうに私は考えていたのですけれども。ですから、ここで例えば観客席は3,000は譲れないとか、スコアボードはこういうのがなければ譲れないとかと言え、もうできたようなものです。

それでは皆さん方に相談する意味も何も無いということでもありますので、例えば今の万条球場を修繕的にするにしても、やはり両翼・中堅はこれは広げなければならない。そこが最低ラインで、これは譲れませんということをお申し上げたわけで、その上にどういうグレード

を上げるかというのは、先ほど触れましたように3案くらいの中でどこが一番適当か、南魚沼市にまたふさわしいか。子どもたちにも大人たちにも夢を与えるにはどこがふさわしいかと、こういうことを勘案しながらやっていこうということでもありますのでご理解いただきたいと思います。

腰越 晃君 1 大原運動公園整備・野球場について

お尋ねする側としてはやはりより具体的な市のお考えを聞きたいということで、今のような再質問になりましたが、やはりそうしたことをきちんと煮詰めていくということが重要であろうと思います。やはり我々議員もそうですし、市民の皆さんもそうですが、本来野球とはどういうスポーツなのか、野球とはどういう場所で行われているのか。その場所というものはどういうものなのか。あるいは市民で少年野球から始まって中学生、高校生、一般の方も野球をしておられます。どのくらいの間が野球をしているのか。いろいろな意味でやはり認識をしながら、この市に適切な規模の野球場をきちんとやはり間違えることなく 例えバドミントン、これは25メートルのプールがございます。また体育館を持っております。でも、今思うと非常に多くの意見を伺うのは中途半端な施設であったと。以前は50メートルプールであったのではないかと、オリンピックの選手も練習に来たのではないかと、あるいは公式の水泳競技もできたのではないかと。そういうふうにかえれば、やはり後で失敗したなということがないように市長のリーダーシップの中で、これだけはきちんと作ると、そういうものをやはり出していただきたいというように希望して1番については終わります。

2 自治基本条例の制定について

2番についてなのですが、阿久根市長や名古屋市長の話をしているのでは私はありません。先ほども申し上げましたように、きちんと考えるべき条例なのです。決して理想でもなく高邁な精神を持っている自治体だけがやるそういうものではないのです。5年前に申し上げましたけれども、3町、旧塩沢・旧六日町・旧大和それぞれの町が一緒になった。そういうときにやはり1本の旗を立てて、しっかりとやはり行政も、市民も、首長も、議会も一緒になって方向性を出したらどうだろうと。そういう思いで5年前は提案をしたのですが、今はもう少し私の考えは変わっております。やはり、今後のこの自治体の将来を考える上で戦略的な道具になるのではないかと、そういう期待を持って今回は質問をしているわけでありまして。

また、井口市長、ここでこういうことを言うとまた支障があるかも知れませんが、次期に向かう中でやはりこうした戦略的な武器、これは持っておくべきだろうと。やはりそうした積極的な前向きなもので考えていただきたい。先ほど申し上げましたようにそれは住民投票であるとか、あるいは扇動的なスローガン、こういったものに引っ張られる市民というのはいっぱいいるわけです。そんなの怖がってはいけません。しっかりと皆がまとまっていく、あるべき方向付けをしていく、お互いの役割がわかる。そうした意味で生きた条例というものを考えながら、そこらのコンサルが作ったものではなくて皆で考えていくという、そういう前提の中でもっと積極的にとらえて欲しいと思います。答弁があればお願いします。

市長 1 大原運動公園整備・野球場について

前段については希望ということではありますが、今この運動公園整備ということが大きな話題に上っております。先般、若い皆さん方、これはスケートボードをやる皆さん方ですね。ぜひとも、やはり大原運動公園のところにスケートボードの施設もつくってもらいたい。やはりそういう動きがもう出ているのですね、ありがたいことです。これは特別さほど大きなお金がかかるものではありません。ただ、その皆さん方は急にそう言ってもそれは我々もだから、とりあえずちょっとしたところで仮設でやってみて、そして皆さん方の反応を見ながら形が取ればこれから要望していきたくと、そういう要望においていただきました。

やはり一つ何か事業的なことを展開していく中でそこにすぐ反応していただいて、我々もではそこに入って一緒にやっっていこうとか、そういう機運が出てきたことは非常にうれしいことだと思ひまして、そういう機運をいっぱい醸成できるような施設にしていかなければならないと、そういう思いであります。

2 自治基本条例の制定について

自治条例の件であります。私が例えば市民からの批判をそれは謙虚に受けまされども、このことについては恐れるとかそういうことではございません。そういうことではなくて、例えば今いろいろ問題があつて、私が首長が提案をして、議会が議決をして決定していただくということになっていますね。では、例えば市民団体の皆さん方がそれでも嫌だと言ったとき、例えばいろいろあればそれはリコールということもあります。リコールということもあるのです。全て手はずは今整っているのです。そこに、では何を求めなければならないかというのがまだなかなか私はよく見えてこないという部分がちょっと自分でもあるものですから、もう少し考えさせていただきたい。

ただ、これが必要でないということは申し上げません。常に何て言いますか、これは議会制民主主義ということは厳然として生きているわけですから、これを否定するような条例であつてはならないわけです。では、どうなるのだと。市民団体の皆さん方の言うことを全て聞いていればいかと、そういうわけではないですね。ですから本当にお互いが共働し合えるように、おっしゃつたとおりそういう部分をきちんと醸成した上でないと、非常にちょっと危険性がありやしないかということをお慮しているのです。

それは別に批判があつていよいよのときはそれはどうなるかわかりませんが、それが怖いからやらないということではなくて、本当に将来に禍根を残さないように、もう少し熟慮させてくださいということをお願ひ申し上げているところであります。

腰越 晃君 2 自治基本条例の制定について

自治基本条例について市長の考えは了解をいたしました。ただ、1回目の質問の中に私あえて書きましたけれども、憲法規定あるいは自治法の規定、きちんと自治法の中には住民それから行政、議会というかたちの中であるわけです。あと住民投票というものはないと思ひましたが、直接請求としてリコール権あるわけです。そうした法律のもとの中に法律の下に条例が作られるということであつて、その条例でそうした問題というのは解決していきけるのではないかと、そういうふうに思つております。

例えば住民投票あるいは直接請求についても、基本的には住民投票というかたちになるの
でしょうけれども、議会が条例を制定する、あるいは首長が提案をする。そして議会が承認
した条例に基づいて住民投票を行う。住民投票の結果というものについて必ずしもその履行
を強制されるものではないと。

そうした考え方があっても これはちょっと言い過ぎの部分もあったかもしれませんが、
あっていいと思っております。あくまでも首長、議会は市民から市民の信託を得て選ばれ
た人間でありますので、これは代表民主主義でありますので、この原則というのはやはり崩
してはならない。そう考えて条例を作れば、そんなに心配をしなくてもいいのではないかな
というように私は思っているのですが。とにかく市長の方はまた長い時間をかけて検討され
ていていただきたいと、このように思いまして質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 休憩とします。休憩後の開会は3時10分とします。

(午後2時54分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時10分)

議 長 質問順位21番、議席番号22番・中沢俊一君。

中沢俊一君 政策決定に明確な財政規律設けよ

12月議会一般質問、順調に進んでまいりました。私の役目は、このまま順調にこの一般
質問を終わらせることにあります。過去いろいろありましたものですから、その辺は極めて
それに近づけるつもりで頑張っていきます。

今議会、3名の議員から財政についての一般質問がございました。私もこの財政のそれ
では市は、どんな基準を自分たちなりに設けてこの市の予算をこなしていくのか。それを我々
にも、もちろん市民にもわかるようなかたちで改めて作る必要があるのではないかと、そのこ
とを訴えたいと思っております。市長は昨日の一般質問の答弁で、朝の来ない夜はない。必
ずいつかはこの国も、この町も明るい朝を迎えるはずだ。そのような趣旨の答弁をなさいま
した。しかしながら、私はもしかしたら朝がしばらくの間ずっと来ないのではないかなと、
そんなふうな危惧も抱いております。はっきり申しまして。

ついこの間、NHKが再放送をやっておりました。862兆円、借金はどうして膨らんだ。
ご覧になった議員も多いと思います。昭和40年、東京オリンピック直後の不況を打開する
ために、本当に麻薬と恐れながら当時の大蔵官僚が、終戦直後の物価が100倍にも暴騰し
たその当時の教訓に打ち震えながら導入した国債。これが今では1秒間に130万円ずつ増
えております。私たち日本人一人当たり約700万円。そして、医療・福祉・教育さまざま
な住民サービスがこの国債なしには成り立っていきません。

なるほどバブルの一時期、この国債が増える速度がやや収まった時期がありました。しか
しながらその後、景気浮揚のためにたくさんのまた国債がうなぎのぼりにこの国に投入され
た。しかしながら失われた10年、経済は全く動きませんでした。そしてわずかな経済成長

が戦後最長と言われながら、極々わずかなパーセントで続いた。しかし、それとても世界的に見れば金融バブルのほんのおこぼれを日本が頂戴した、その成長であった。後はリーマンショック以来この体裁であります。

一番の問題はやはり急激に進む少子化だと私は思っております。どの国もどの自治体も潜在成長力以上には、中長期的には経済は伸びません。私はもう10年以上前になりましょうか、ゆとり教育が始まる頃、そして少子化が進んできた頃、この議場で、もしかしたら日本は海外援助を受けるかもしれない、そう発言して失笑を買いました。しかしながら本当にこうして国債が借金が積重なっていく。もしかしたら、という危惧が大勢のエコノミストからつぶやかれております。この6万市民が漠然と抱えている不安も実はそこにあります。

そうしたことからこの通告にもしておきましたけれども、先日財務省が示しました地方交付税、今地方に配分されている交付税は年3兆円ほどがむだに使われていると財務省は思っている。だからとりあえず、この枠を半減させると、半減させたいと。こういう申し立てをしました。どうなるかわかりません。他方、来年度の国債発行が予想されております。170兆円。

もちろん今まで発行された大量の国債の償還に当てる分が多いわけでありましてけれども、これはもう減る見込みがありません。年々増えていきます。10年後には215兆円になるとこう言われております。この南魚沼市が過去さまざまな投資をして、それも借金によることが多くて、私どもも議会に出る前からある議員さんに言われました。いや、当時の六日町は優良債と言ってあまり返す必要がない借金が多いのだと。そして我々議員は入る金のことは心配なくていい。出る方を皆さんの要求に応じて我々は一生懸命やっていくのだ。確かにそういう時期があったと思っています。その結果が、今これから市長とやはり議論を詰めていきたい。こういう財政の中で、それではどういう事業に優先順位を付けて予算を配分していくか。そういう規律を伺っていきたくと思っています。

さし当たって今、合併特例債による設備投資これに昨日、おとといから議論がありますが、市民の関心が高まっております。それは生活道路や学校の耐震化、あるいは万一の事故災害に備える消防庁舎、そして誰もが一度はお世話になる火葬場。こんなものに異議を唱える市民は一人もおりません。しかしながら、今この借金の中でさっきの議論にもありました公式の野球場というのは本当に優先順位から見てどうなのか。なるほど、孫や子、これが将来喜んで負担を払ってくれる、そういう施設であれば私どもは何も無理をしてでもつくらなければなりません。図書館だってそうです。図書館については9月議会で申し上げましたから多くは申しませんが、時代にあったものこれに合わせれば、果たして20万、30万という紙の本がいるのかどうか。また、今日の議論にもありました。やるとすればやはり市の顔としてこの中心市街地の活性化にも一役、二役買うものであって欲しい。そのようなことに今、市民の関心が集まろうとしています。

さて、本題に移りますけれども、三つの点から市長に伺います。今申し上げました国家財政の将来展望、そして南魚沼のこの自治体経営、これについて本当に朝の来ない夜はないの

か。そして国が破綻すればそのときは、どこの自治体も同じだ、共倒れだとかいうような趣旨の答弁がございましたけれども、そう思っておられるのか。

南魚沼丸の船長として今それこそ護送船団方式で、1,750の自治体が今、海の上を走っております。しかしながらこの南魚沼丸は、22パーセントを超える借金の返済をしなければならないということで、非常に速度が遅い。効率が悪いのです。1,750の自治体のうちビリから55番目を走っております。

そして2点目になりますけれども、市政の要諦これはもちろん現在及び将来の市民サービスの確保であります。加えてこれがでは将来本当に安全安心に財政が保てるのか。これが住民の大きな関心事であります。この12月5日にさわらびで地域医療を考えるシンポジウムがございました。そのとき島根県の方からあるアドバイザーが来られた。

例えば今市が引き取ると方針を出しました県立六日町病院、これを県は整備までして無償で市に譲り渡してくれるだろうか。その人は多分そういうことはあり得ないとおっしゃいました。市長は負担はないものと考えているというような答弁を、以前私が伺ったような気がしておりますけれども、この辺のお考え。それからそれでも割高な水道料、国保税これに対しての一般会計からの繰り入れ、こんなことも市民の要望として上がってきている部分がございます。そして何よりも高まる要素がなかなか見いだせない財政力指数。この南魚沼市の将来の競争力、財政力これをどのように市長は改善をさせて朝が来るように持っていくのか。これについて見解を伺いたい。

そして3番目になりますけれども、この財政の規律。やはり市民に示して、もちろん我々議会にも示して、この市の身の丈に合ったある一つの歯止め、ある一つの方向性これを作らなければならないと思っております。この規律の一般公開とそこへの民意の反映。何人かの今回の一般質問にもございました。やはり市民が理解をして、この市の方針に理解をして協働で参加していかなければ。我慢をしてもらう面もあります。一緒に汗をかく部分もあるわけだ。これの市の未来は開けないと思っております。このことについて壇上からの質問はこれで終わります。後は議席にて市長との議論を終わりたいと思っております。

市長 政策決定に明確な財政規律設けよ

中沢議員の質問にお答え申し上げます。私も仏とまで言いましたが、仏まで行かなくても木鶏くらいでこの議会を終わりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

国家財政の将来展望と自治体経営ということでありまして、縷々お話がございました。具体的にこれはどうだということであります。議員おっしゃったように国の方では、財務省のこの資料によりますと、22年の6月末現在で国債残高が734兆円。借入金を含めた借入総額。今おっしゃったように170兆円というのは、まあ新規発行はそのうち44兆円ですか。ですので、これをプラスしますと904兆円になると。こういうことは十分数字の中では理解をしております。

今、こういう不況の中で税収を上回る国債の発行は行われているわけでありまして、そういうことで予算編成やっております。ですので、いつまでもそうした状況が続くとは私も思

っておりません。いずれはその税収を大きく上向させるか、あるいは歳出を極力抑えるか。この二つしか確か方法はないわけでありまして、埋蔵金はもうほとんどない、そういう状況であります。市の財政運営に当たりましては、これは私が昨日申し上げたとおりですので、例えば国が破綻すれば、国が破綻すれば我々自治体がどう頑張ってみてもそれはそういう状況になります。これはもう間違いないことです。どこの自治体もそうです。ですからそれでいいということではなくて、そういう状況だと。だから南魚沼市だけが特別そういう状況にあるということではないということをお願いいたします。だから安心していただくかそういう意味ではございません。

ただ、歴史を振り返れば相当いろいろのことがあったにも関わらず、世界全体もそうありますけれども、特に日本は必ずそのときそのときの困難を、やはり英知によって克服してきていると。ですから必ず朝の来ない夜はない。例えのとおり展望は必ず開けていくという思いです。これはでは具体的にどうだこうだということではございません。今までの流れの中、あるいは人間の持つ知恵と能力、こういう部分は私は信奉、信頼をしているわけでありまして、必ずそういうことです。

南魚沼市がでは今夜か。夜ではありません。もう夜明けが近い、光が差しております。これから本当の夜明けを迎えて、いずれはこう回れば絶頂期を迎えてまた夜が来るのかもわかりませんが、今は夜の真ただ中だとか、夜を迎える状況だとは思っておりません。この財政運営ですけれども、やはりいろいろ申し上げても国の動向はもう十分勘案しながら一緒になってやっていかなければならないわけでありまして、そういうことも含めて総合的な見地に立って目指すところはやはり市民の皆さん方の総合的な福祉の向上、安心安全を確保する。このことに邁進していかなければならないという思いであります。

この中で市財政の現状と将来負担への認識ということであります。市政といいますか政治の要諦というのは議員おっしゃったとおりでありますから、それに反論とかそういうことは全くございませんで、まさにそのとおり。行政も議会もこのことに沿って一緒になってやっていかなければならないということだと思っております。

そこで、私ども市にはご承知のようによやく28億円を超える財政調整基金も積み立てられたわけでありまして、今ですね、今万一何かあったらこれには十分対応し得るということでもあります。それから基幹病院関連について、その病院問題をよくお話されますが基本的には例えば投資が必要な場合であっても、これは病院経営の中での範疇でありますから企業会計であります。企業会計ですね、例えばあったにしても。

そして県立病院の件にも触れておりました。県がどういう状況でこれをどうするというとは私どもも確約、確信を持っているわけではございませんけれども、県が基幹病院をつくることによって六日町、小出両病院を県立からは外しますと。ついてはその医療機関そのものがなければ我々も受けませんが、魚沼市さんの小出も含めてこの医療機関はやはり必要であります。ですので、我々がそれはでは受けて経営していきましょうということでもあります。

当然、ですから、経営をするに足る施設整備、これらはしていただいた上で我々が受け取るということでありまして、これを買うとかお金を払ってという考え方は全く持っておりません。付加価値的に整備をしなければならない部分は、これは当然企業会計ということの中で投資が必要な部分は出るかもわかりませんが、あれを買ってそして自分たちの方で、例えば全部耐震もやってこれから経営していくなどということは全く考えておりませんし、県にもそのことはきちんと伝えてございます。

ただ、どういうことになるかというのはまだはっきりわかりませんが、これはもう強い信念を持って。ちょっと公式の場ですからですが、もし不適當であったら後で削除しますけれども、いよいよであれば我々は受けませんよ。いよいよであれば。そのくらいの覚悟を持ってやっているということです。

水道料は高い。これはずっと言っております。高い。そういう認識を持って一度若干でありますけれども値下げをして、今はずっと現状維持できているわけでありまして、でき得ればこの会計をきちんと建て直して、今、平賀管理者の下で本当に努力していただいておりますから、必ずやいい方向に向かうものだと思っておりますし、そういう状況がきたときには値下げをしていこうと、こういうことであります。

国保もこういう状況になった。今までは積立金を取り崩しながら値上げをせずにきたわけですが、今年度はそれも万策尽きたということでありまして。来年以降、一般会計からの法定外繰入れも含めてきちんとした国保会計を構築していかなければならない。これが一般会計に大きな影響を及ぼして、一般会計部分をそれはないよりはある方があれですけれども、このことによって一般会計の中の市民の皆さん方へのサービスを悪化させるとか、あるいはこのことに起因をしての一般市民の皆さん方への増税的な部分を行うという考え方は全く持っておりません。国保税は別ですよ。国保税は別ですけれども。

これは根本的にはいつも申し上げておりますように、これは制度の問題です。私たちの市の国保の運営がまずくてこうなったということではなくて、制度上の問題でありますので強く国の方にも働きかけたい。全国市長会でもこのことは、つい先般も国の方に申し入れをしております。早くこの一元化をしてくださいと。そして広域の中で運営をしてやっていると。そういうことを提言を全国市長会としてもしているところであります。

財政力指数の向上。これはいつも申し上げますけれども、今ゼロから出発してということであれば、これは簡単にできることでもありますけれども、議員おっしゃったように旧3町の積み重ねの部分もずっとあるわけありますから。一朝一夕にはこれが急に改善されるということにはなり得ません。なり得ません。ただ、これも改善をする方向で一生懸命努力をしているということでありまして、市政の重要な課題だという認識は十分っております。

政策決定のこの財政規律の一般公開と民意の反映ということでありまして。ある意味交付税の不交付団体的な要素が私どもの市に多くあるとすれば、ある意味市の中での均一的な部分をきちんと出して、それにのっとってということにはございますけれども、今そういう状況ではありませんのでその規律的なものだけを専攻させてやって、臨機応変の対応ができないと

ということになりますと、これは非常に危険がございます。

例えば今でもいろいろの交付金が臨時的に交付されたり、あるいは市町村負担を伴う国庫補助事業的なことがなされたり、こういうことがあるわけですから、それにやはり臨機応変に対応するために一律的な規律を今作るべきではないということでありますので、財政運営に具体的な制約を定めるということは今やるつもりはございません。

予算編成方針ではもうずっとそうでありますけれども、財政の健全化これを大きな課題の一つにして、中長期的には総合計画で皆さん方に常にお話していますように、一番いろいろ皆さん方に周知をされた財政指標の中の一つであります実質公債費比率、これを27年度には18パーセント以下にもっていくということを一つの大きな目標に掲げて財政運営を行っておりますし、予算編成も行っております。今の状況の中であれば、これはもう達成可能ということをお話してきています。

それから編成した予算案であります。これは予算を作成するにはそれこそ市の組織をあげて、住民の皆さん方からの要望事項を、そして将来に向けての投資部分を勘案しながら予算要求がまず上がってくるわけでありまして、財政の方である程度のその年、その年の規模に合った部分で査定的なものを加えまして、最終的に当然歳出要望が、歳入規模よりは相当多くなるわけでありまして、その部分を最終的には私の判断で先送りするもの、あるいはどうあってもやらなければならないもの、そして必要ないと思われるもの、こういうことに自分の判断の中では分けながら査定を行ってやらせていただいております。

これを今度は議会の皆さん方に3月定例議会でお諮りをして議決をいただいて、今まで執行してきているわけでありまして、市民の皆さん方のご要望というのはもう予算の中に全て入っている、そういう私は認識であります。ただ、いろいろの中で例えばという話でその野球場とかが出ましたけれども、それはいらぬという人と、いるという人と両方あります。そういうときに、では誰が判断をしなければならないかといえ、まずは私が判断をさせていただいて、その判断のもとに議会の皆さん方に予算執行をお願いするわけですから、議会の皆さん方がそこで、いや、そうではないと、市長の考え方は違うということで否決をされれば、それはそのとおりということでありまして、そこに民意が入らないなどということはありません。

で、市民の皆さん方に当然ですけれども普通の市政懇談会、あるいは行政区長会その他にも諸々の機会をとらえながら、広報でも詳しくお知らせをしておりますし、そういうふうに周知を図っているところでございます。けれども、当然大半の市民の皆さん方からご理解をいただけないような予算編成もできるはずもございませんし、していくつもりもございません。

突発的に出てくる大きな政策課題というのはございます。総合計画上予定をしていない部分とか、あるいは思いもよらぬ災害とか、こういうことはそれはいつ起こるかわかりませんので、その時々には的確な判断をしながら、それこそ1円たりとも議会の皆さん方の議決を得ないで執行する部分はございませんので、全てご相談を申し上げている。市民の皆さん方の

ご意見も当然踏まえながら政策判断をさせていただいているというのが今でありますし、これはやはり議会制民主主義という中では当然の流れであろうという思いであります。

過度な市債発行によってという言葉がありました。過度か否かこれは見解の分かれるところでありますけれども、財政的なことを考慮せずにどんどん、どんどんと市債を発行しているという事実はございません。それは過度であるか、適度であるか、過少であるかというのはそれはお互いの考え方ですから、いろいろ申し上げるところではございませんけれども、無計画にどんどんやるというのが過度、過大だというふうに私は認識しますので、計画に基づいてきちんとやっているということだけはご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

中沢俊一君 政策決定に明確な財政規律設けよ

最初に国のこの財政についてもう一度伺いたいと思っております。先般、11月の10日です。これは市長もおいでになりましたけれども、日銀の新潟支店長を囲んでのセミナーがございました。フロアの方からさまざまな質問があったわけではありますが、私もそのとき最後に質問いたしました。

もしかして、今、国は郵政改革と言いながら郵便貯金をまた元に近づけて、そこにお金を集めようとしているのではないか。また、日銀が35兆円の金を作った。このうち5兆円を今ちょっとランクの低い社債の購入、これに充てているという支店長の話でした。しかしながら、値下がりの国債の購入にも充てているのですよね。充て始めたのです。

本来ならばまあまあやっとなんと日銀が国債の引き受けを、借換債の一部について今やっている。それもやっとなんと通した。さらにまたこうして値下がりの思われる金を作ってまで今対応している、道を開いた。先般の新聞にもいろいろあちこちでございましてけれども、もう国債の値崩れがあちこちで心配されています。まあ、これについては先般も担当課長に話をさせてもらいましたけれども、市長はこの辺についてどういう見解を持っておられるのか。それはあれですよ、国がそういうふうに破綻とまでいかななくても、かなり厳しい状態だった場合、地方に来るお金はどうなるのか。そして同じ配分方法で配分された場合、私どもの市のように待たなしの借金返済がもう決まっている自治体は、どういう状態になるのか。その辺からひとつ市長の考えを聞かせてください。

市長 政策決定に明確な財政規律設けよ

日銀の内田支店長さんの話も私も伺いまして、今、議員がおっしゃったようなこともいろいろ話の中にもありました。日銀というのは議員ご承知のように、それは民間ではございましてけれども、国と一体となってやっている銀行であります。例えば国の財政が危機が生じる、そういうときに日銀が支える役割をして何ら不思議はないわけであります。それを見放して例えば国債の値崩れがどんどんと広がっていく、そういう状況を日銀がそこに手を差し伸べると。これはあって当然のことですから、それを何か、何て言いますかそれは日銀としては非常にリスクはあるということは話は聞きました。

ただ、今、では国債がどんどんと値崩れをしていく、あるいは利率がどんどん下がって

ってもう人が買わないという状況にあるかと言われますと、まあご承知のように海外に出ている国債はほとんどないわけでありまして、国内でほとんどがこれを買って支えているという部分であります。究極的にはイングランドとかあるいはこの間どこだったか・・・ベルギーではないどこだったか何かありましたね。ああいう状況にはまだなり得ないわけでありましてけれども、では放置していいかということではありません。

昨日からもこれは含めておりますけれども、やはり税収の増を図るか、さっきも触れましたように、もう歳出を極端に抑えるかと、この二つしかありませんよ。ないわけですよ。例えば歳出を極端に抑える方策に入ったときに、今ご心配のようなことが起きるわけです。例えば地方交付税を半額、例えばですよ、半分にするとか、交付しないとかということがあるのかもわかりませんが、今私たちの市が抱えている市債というのは、ほとんどが公的な部分であります。

例えば国が自分たちの約束を守れないで、いわゆる原資たる交付税を配分しないということになれば、それは地方だって国から借りているお金なんて返せませんよ。決められたものは配布しないけれども借金だけ返せなどということはあり得ないことでありますから。だから過度に心配はしていないということを申し上げているのです。過度に。

ただ、そういう状況がいつくるかもわからないということは、私も常に頭のどこかには引っかかっております。まだ夜も眠れないという状況ではありませんけれども、時々うなされることがあるかないか。ちょっとわかりません。わかりませんが、そういう状況ですから、不安はあります。間違いなく不安はあります。だけれども不安をやはりあおるということではなくて、ではどうするというを考えていかなければならないわけです。

そこで議員もいろいろのことをおっしゃっているわけでありまして、議員のおっしゃっていることが私と正反対だとも思っておりませんし、別に今までの中で声を荒げていることはありますけれども、そう見解の違うところはない。そういう状況ですし、余り過度なご心配はしない。心配はしないというのが私の性分でありまして、大丈夫です。では具体的に示せとこういことになるのでしょうが、今の市の財政状況の中で財政力指数だ、あるいは経常収支比率だ、悪質な部分はいろいろ言われていますけれども、内部留保的な部分もようやくここまで来たと、ですね。

そして合併後、住民の皆さん方に何か増税的なお願いをしたということではなくて、全部いい方にそろえてやってきた。水道料金だけが塩沢の皆さんにちょっと上げてもらいました。これはそうですけれども。そういうふうにして運営をしてきておりますので、まず今のところ不安は持ちながら過度の心配はいらぬということで私は認識しております。

中沢俊一君 政策決定に明確な財政規律設けよ

なるほど、まだ国債が暴落しているわけでもございません。国がそこまで絞っているわけでもない。当然どこの市町村も極一部を除けば、まだまだ平常どおりのサービス業務を行っております。ただ、まあ昨今のこの新聞を見れば、国債について見れば、将来の安定消化に懸念。あるいは発行額が膨らんでいる分だけ相場急落への警戒感が強まっておる。もちろん、

利率が上がって国債相場が下がっている、こういう現実があるわけですよ、ね。

予兆はというふうに、例えばです、いろいろなかたちで日本のバブルの崩壊を予言した人は余りいませんでした。しかし、リーマンショックを予言した人は結構いる。いずれどうかなる。今、同じような状態に国債はあると思っています。日本の財政は。私どもが将来不安だというのがそこにあるのです。前にも示しましたけれども、仮に129の我々南魚沼市と同様な人口規模、それから産業構成、これのグループがありますが、その中で私どものような22パーセントを超える実質公債費比率と、平均的な数値を持つ自治体が仮に想定した場合、私どもの借金返済額は年間80億円です。そして平均的なモデル自治体を想定した場合には、これが50億円です。今、平均的な同じような自治体よりも、30億円の元本を私どもが現実に余計に払っているのです。

私は松下幸之助さんが本の中である人が書いていたことを忘れません。金がないのは首がないのと同じだ。私は自分の経験から言っている面もありますけれども、本当にそうなのです。仮にですよ、仮に将来国の金が絞られてきて、ではサービスを削らなければならない。市民の負担を増やさなければならない。そうなってきた場合は市民はどうしますか。一部の夕張の市民のように他の楽なところへ越していくこともあるのです、実際に。それを今のうちから総務省の方はお前さん方、同じようなところと比べながらちゃんと注意をしておけよ、準備しておけよ。これが今の例の財政力のスタートではないですか。

そういうことが漠然と市民はわかるから、不要不急そして優先順位をどうしていくか。その辺の投資についてはもっと知りたい。自分たちの言い分も聞いて欲しい。もちろん市長や執行部の考えもそういう場で聞かせて欲しい。そういう声が高いわけです。そのことについてもう1回市長の見解を聞かせてください。

市長 政策決定に明確な財政規律設けよ

後段の方から申し上げますが、私は市民の皆さん方から見解や意見を求められて、それを拒否したりしていることはございません。前々から言ってますけれども、市民フォーラムという皆さんにも、私は出て行きますからどうぞ私の時間帯にも合わせてやってくださいということは何度も申し上げたではないですか。だけれどもそうでなくて、全く都合のつかないときにやられて、そこへ出て来いと言ってもそれは無理だということは何回も申し上げました。ですから、その反対署名を持ってきた皆さん方にも、私の気持ちが固まって決断ができれば、ちゃんとお会いをして説明しますということをお断りしていますから、そういう議論は中沢さんもここでは止めてください。

今のうちからという話です。これはですから、私どもも平成27年には実質公債費比率、一番まあ注目されている指標をちゃんと平均並み、平準並みに落としていこうと。そのことによって財政計画を立てているわけですから、今のうちからちゃんと準備しています。準備してやっています。ただ、議員おっしゃるように、けつから55番目でどうだこうだと。これはさっきも触れましたけれども、ここにぼんと新しいのがお互い一斉に同じスタートラインに立ってやったのであれば、それはいろいろありますけれどもそうでなくて、過去に抱

えた問題を全てのところが持ちながらやってきているわけです。そして過去より徐々に徐々に良くしていったわけですから、それがなぜ何て言いますか。

まあまあ、ご心配はわかります。私もですからさっきから言っているように心配をしないということではありませんけれども、きちんとそういう心配のないような財政計画を立てながらやっていると。その中で、いや、具体的にでは野球場という話がもし次に出るのであればまたお答えしますけれども、そういう議論ではないような気がしますので、投資すべきところは投資をしますし、そして市民の皆さん方のその福祉の水準そういうものについてはやはり年々向上させたい。では、それによっていわゆる手数料であり、料金でありそういうことをどんどん、どんどん上げていくか。そういうことではないように財政運営をしていきたい。今まではそうしてきたつもりであります。

ですから、その心配は、将来の心配というのはわかります。わかりますが、ここでそういうことを幾ら議論し合っても、心配だなということはわかりますが、解決策にはならないという思いが私はあります。十分財政のことは考えながら、皆さん方にも平成33年までの財政のシミュレーションを提出しているわけですから。こういうことに基づいてやっていけば一応平成33年にはこうなる。それは皆さんご存知でしょう。新人の議員の皆さんは別にして、ご存知でしょう。ですから、そういうことに基づいてやっていきますと。

過大な投資をするつもりもございませんし、何か手数料的なものや税金をどんどんどんどん上げていくという考え方も全く持っていませんから。そして新しい市の基盤もきちんと築いていかなければならない。

将来に負担を残すこと、これはあり得ます。やはり負担は残さなければだめですから。今の世代が全部負担をして終わるということは、これはあり得ません。ですから適当な、適度な将来的な負担というのは、これはあって然るべきですので、そういうことも勘案しながらやっているということでもあります。

中沢俊一君 政策決定に明確な財政規律設けよ

市長はご存知だと思いますけれども、今、それでは5年後に我が市が一応の基準として目指す実質公債費比率18パーセント、これを超える自治体がどれくらいあるかご存知でしょうか。わからんでしょう。今のところ291あります。そして、例えば18パーセント台のこの自治体、過去1年間で実質公債費を上げてしまった自治体は10しかありません。94ありますが。ということは、どんどんどんどん他の自治体はこの財政能力を改善しているのですよ、すごいスピードで。

我々が5年後に、例えばこの国が示した18パーセントをやっとクリアするとき、他の自治体はどれだけ楽になっていることか。わかりますね。そういう事実があるものだから、この際、投資をする場合には、将来負担をしていただく市民の了解をよく得るような物件でなければならないし、それについての手続きはきちんと踏まなければならない。それを私は申し上げます。

幸い野球場・大原運動公園については、基本設計に準ずるものが1月中に出るという話。

もちろん我々議員が議場で、この件についてしっかりとした議論をした私はまだ覚えがありませんから、全員協議会だろうが何だろうがやって欲しい。しかしながら、それではやはり足りないと思っております。市民の皆さんからよく意見を伺う、納得していただく。それが初代市長の合併の本当の効果、市民の心の方の結びつきを作っていくあなたの使命ですよ。責任ですよ。いかがですか。

市長 政策決定に明確な財政規律設けよ

今の議論を聞いておりますと、議員、あなたは議員のいわゆる務めを全然果たしていない。あなたもここで議論をすることは結構ですが、やはり議場外に出ても例えば市民団体の皆さん方にも持論を言うだけでなく、市の状況そして私の言ったこと、これをきちんと説明してください。全然そういうことがなっていない。

そして、いろいろさっきから言っていますけれども、では例えば来年一切投資的経費を控えて、例えば 例えの話を行っているわけですから聞きなさい。50億円、60億円、例えですよ、市債を返還して一時的に確かそれは下がるでしょう。だけれどもそれは無理の話でしょう。ですから、我々は今までの積み重ねてきた経過の中で、これを徐々に徐々に下げながら18パーセントに押さえるということであります。

それで、では他の市町村がどうかと。全部立場が違うわけですから、いちいち1,750もある自治体とあここでこうだ、ここでこうだと比べながらやっているわけではありません。そして例えば、例えば何が今不足ですか。例えば今の予算の中でどういうことが現実的に不足で、不満で、そういうことを申し上げるのでしょうか。相当市民要望については、当然ですけれどもこれはやっているつもりですから、今、何ができなくてどうか。

では、例えばそのまた野球場に入りますけれども、野球場をつくったから、反対していらっしゃる皆さん方に、何がその負担としてのしかかっているのでしょうか。それは将来の維持管理やそういう部分は若干出ます。それは皆さんばかりではありませんから。つくってくれという人もいるわけですから。お互いが協働して返していくと、これは当たり前のことです。議論が分かれるのも当然、全部が賛成などという翼賛的なことはありません。ですので、反対をしていらっしゃる皆さん方には十分に丁寧なご説明を申し上げます。

それから野球場の議論を議会の中で十分したことがないとおっしゃいますけれども、最初から反対、反対と言っているのに議論などできないではないですか。だからいつでも議論はしますからどうぞ、という話を申し上げております。ちょっと木鶏が崩れ始めましたけれども、ピノキオくらいになってきました。

中沢俊一君 政策決定に明確な財政規律設けよ

いろいろな事情があって、どんな市町村でも貯金があり、借金があり、いろいろな事業があるわけです。しかしながら借金に関しては、どんな理由をつけようがまけてはもらえません。それはわかっていますよね。まけてもらえないということは、どこか詰められた場合には、他の部分を削って借金だけは返さなければならぬ。これがルールですよ。

私は今のことを言っているのではありませんよ。だから、何度も言うとおり、将来のそう

いう負担を市民が納得をして受け入れてくれるか、それを言っているのです。それをやるには、こういう事業であってもそれが額がどうかこうとかではなくて、市民が今の状態で将来の利用・・・がこうであって、我々のためだったらこれは無理してでもやらなければならない。あるいはこれはちょっと今は止めてもらいたいと、この辺のことをあなたはよく説明しなければならない。私はこう言っているのです。もう1個では言わせてください・・・(「一問一答じゃないですか」の声あり)はい、わかりました。

市長 政策決定に明確な財政規律設けよ

まあ何度言ってもなかなかそこがかみ合わないところがありますけれども。いいですか、この自治体の成り立つゆえんというのは、議会制民主主義で成り立っているわけですね。それは市民の皆さんが当然主役でありますけれども。皆さんも私も市民から選ばれた部分であります。そこで議論をするわけです。例えば今、反対運動が起きたと。ですから、私はそこへ幾らでも、いつでも行って、お話は申し上げますよということは言っているわけですから、何かそこに引っかかったものなど全くありません。

最初市民を納得させて、次に議会に持ってこいという話は、それはだめです。議会がある程度納得したことでないことを、私がどんとんと市民に言って、では市民はやれ、議会で議決が否決されたなんてどうなりますか。そういう無責任なことはやりません。

そして、将来の負担をきちんと考えながら、今、総合計画も組んでいるわけですし、基本計画 基本構想はお金は出ていませんけれども 基本計画、そして実施計画。将来の負担率も含めて、それをきちんと勘案しながらやっているわけで、あとは野となれ山となれなんて考えていることは全くありませんので、きちんと。ですから、大きな指標の一つとして、言っているのではないですか、実質公債費比率をようやく27年度頃には平準ベースに持っていけるようにします、できますということを言っているわけです。それ以上どういう部分を求めるのかちょっと具体的にですね、抽象論ではなくて、やはり具体的にいろいろお話しした方が聞いている皆さん方も確かかわかりがいいと思うのです。

例えば、図書館をつくるに例えば20億円かかる。これは将来負担にどのくらい残すからこれは止めるとか。例えばですよ。いや、野球場も例えば10億、10億と言われますから10億円かかる。これは将来負担をどのくらい残すからどうだとか、それがどうなるのか。それをやっていった場合、市の財政のどこに影響が出るのか。どういう部門に影響が出るのか。このことをきちんとお互いが議論し合う方が、わかりがいいですね。

ですから、私たちもそういうことをきちんと議論し合うために、投資額あるいは規模、これを今決めつつあるということです。決めただ中で当然財政的な部分がここにどう出るのか、これをきちんとシミュレーションもやったりしながら、これで間違いない。将来的な負担もこの程度はやはり皆さんからやっていただきたい。そういうことをお願いしながらやっていくわけです。

ですので、何も将来のことを全く考えないで、あちこちへぼんぼんと投資しているなどということは全くございません。全くございませんので、トータル的に考えていただきたい。

例えば野球場建設を一つやめたから市の財政がどうなるか、これを議論したことはありませんか。ないですね。(「あります」の声あり)ありません。そんなのは、ただ10億円をかけなければそれでいいやという議論だけだから、そういうのは議論というのではなくて まあいいですけども。

そういうことですから、具体的に私もさっきから言っているように、この運動公園については出していきますし、財政もそのときにはきちんとまたもう一度説明しますと。前に約10億円あるいは15億円という概算をしたときにも、もうシミュレーションで出しているわけですから。それを十分ご存知いただいていると思っていましたが、それはちょっと別にして、そういうつもりでありますので、市民の皆さんを置いてきぼりにするとか、一切話をしないでやるとかということもしませんし、何よりもやはり議会の皆さん方から、まずはご理解いただくということに、私は重点を置かなければならないと思っております。

中沢俊一君 政策決定に明確な財政規律設けよ

ようやく1月の中頃にはそういうベースが出てきます。市長今おっしゃったように、それが我々議会にも、市民の方にもシミュレーションというかたちになった上で伝わってきますよね。そうですね。ぜひとも、それを一人でも多くの市民が目にし、言葉がそこで意見が言え、そういうような機会を私はやはりつくって欲しいと思っています。

我々議員も万能ではありません。我々議員はなるほど議会制民主主義で中でやっていますけれども、全ての市民の民意を収集して反映できているわけではございません。この辺を我々はこれから住民参画というかたちで、一つのルールとしてやはり作っていく必要が私はあると思っています。全てがそうということではありませんけれどもね。まず、その辺でそれではベースになる数値が出てきた場合の民意の反映公開ということ、今改めて希望しておきますが、その辺のご見解をそれでは伺います。

市長 政策決定に明確な財政規律設けよ

中沢議員さん、我々は万能でない、それは当たり前です。けれども市民の意見を全部反映しているわけではないなどという話になれば、議会議員としてはやはりちょっと自覚が足りないと思いますよ。結果として右の人も左の人も全部集めるということはできませんけれども、皆さんも私も、当然ですけれども民意をきちんと反映しようと思ってここへ出てきているわけですから。万能ではないからあっちもこっちもできないなどという話になれば、それは議員はいらない。もう必ず直接民主主義制度に移っていきますよ、そうなる。そうすると今度は市民一人一人から全部ご意見を伺わなければならない。そんなことを今、そういうことができますか。共産主義でなければできません。

間接 いわゆる直接民主主義なんていうのは、これは簡単なことではないですよ。右から左まで全部いらっしゃいますから。まあまあお互い口が滑ることがあるので、言い間違いは聞き手の粗相だということだから、私が今は聞き手だから粗相にしておきますけれども、それは別にして何度も申し上げていきますとおり、1月中旬には比較検討案というものが出てきます。財政的な問題も含めて、そして私は私なりに判断をさせていただく中で、それをま

ず議会の皆さん方にお示しをしてご同意がいただければ次に、特にその野球場に関して反対だという方にまずは説明にあがろうとそう思っています。

それはやはり代表者の皆さんがいらっしゃいますから、当然その皆さんから、私が行くかおいでいただくかして、どこに疑問点があって、どこにその是正点があって、どこに無理があるのかというこれも、私も聞かなくてはなりませんし、お互い聞いていただいた上で納得し合えるかどうかというのは、これは相手があることだからわかりませんが、私は納得していただけるというつもりを持ってお話にあがりたいと思っております。

中沢俊一君 政策決定に明確な財政規律設けよ

誰も直接民主主義をつくらなければならないと言っているはずがないです。ただ、そういう時代に合った民意を汲みあげるためのルールというのがあるわけです。仕組みというのは作れるわけです。それをまあこれが先ほどの質問にもありました、そうきちんとしたものを取るのかどうかということは別ですけれども、そういうルールだけはやはりこれからの時代は全てではありませんけれども、案件によっては作っていく必要があると私は思っております。

いいですか。一つ例を挙げておきますが、お隣の長野県の佐久市、ここではかねてから懸案の文化会館、これの住民投票がございました。市長ご存知ですよ。この佐久市の財政、ちょっと今紹介しておきますけれども、財政力指数はこれは当市と0.07しか違わない、0.59です。経常収支比率81.9、実質公債費比率6.7、将来負担比率、これが貯金がいっぱいあるものではないということでしょうか、数字上は。こういうところでも文化会館という、10万人を超す佐久市が住民投票がありまして、11月14日、70対30で建設が中止になりました。そういう時代であることをよく頭に入れて欲しい。

市長 政策決定に明確な財政規律設けよ

その話は伺っておりまして、そういうことと我が市に起きていることと、一つにまとめてやること自体が無理があります。佐久市は佐久市なりのそれは理由がありましよう。民意のどういうふうにするか。住民投票をやるというのなら私もやっていただければ結構です。市長選もありましたね。現職の市長はその文化会館を推進した市長が惨敗ということだったと思いますけれども。

それを本当に、佐久の皆さんがどういうことを考えてそうしたかというのは、私はよくわかりません。ただ、文化会館そのものは一つあったというような話は聞いています。それで新しいことにしようというのかそれはわかりませんが、佐久がこうであった、いつもの議論ですけれども、あそこはこうであった。それぞれ置かれた立場は違いますから。

では、申し上げますけれども、本当に野球場が一切必要なくて、例えば私がそれをやろうとしたときに住民投票まで持ち込めますか。やりますか。やれるならどうぞやってください。全然私はそういうことを恐れて、いや、やらないにしようとか、そんなことはありません。別にそういうことを恐れて ですから、ちょっと例え話にありますけれども、世論調査の支持率を恐れて政治家をやっているかと言いつつ国会議員もいますね。世論の動向と

というのは、それはそれで大事にしなければなりません、ときとしてやはり目前の利害で非常に短絡的な結論を出すということもあるわけであります。そういうことにならないように、私は相当の覚悟を持ちながら、どの問題に対してもそうですけれども、進んでいかなければならないと思っています。

あそこで住民投票があつて負けたからこれは考えなければならぬとか、そんなならば始めから計画にあげませんよ。この計画そのものも、何度も言いますけれども、新市建設計画の中にきちんと登載をされて、そしてこまできているわけです。これが登載されていないということプログでどんでん言っている方がいらっしゃいますけれども、全く誤りです。きちんと名前も数字も上げて登載しておりますから、ですから、当然合併時のお互いの約束事は極力これは守らなければならない。当たり前のことだと思っていますから。財政的に無理があつてそれはだめなら、それはだめだと言いますよ。だけれども、今はそういう状況ではないという思いであります。

いずれにしろ1月中旬、このときがまた議論の山場になるのだらうと思って、新年をみそぎの年にしたいとこう思っておりますけれども、よろしくまたご指導お願い申し上げます。

中沢俊一君 政策決定に明確な財政規律設けよ

市長からぜひ木鶏を目指して欲しいと思っています。しかしながら、市長に一つ聞いておきたい。木鶏に例えられるシャモは、どうして木の彫り物のように動かないのでしょうか。

市長 政策決定に明確な財政規律設けよ

何か木鶏の意味を違えて取っていらっしゃる。一切の物事に動ぜず。これが木鶏の意味であります。目もきょろきょろしない、どしどし構えている。まあ双葉山ですよ。あれも木鶏足り得ずという、とても私はそこまでいきませんが、そういうことでシャモだのそういうことを別にして、木鶏というのは木の鳥ですから。動かざる。動かざること山のごとしくらいです。そして感情をあらわにしないと、こういうことだと思っています。

中沢俊一君 政策決定に明確な財政規律設けよ

市長はそうすると木鶏の故事の由来を・・・(「知りません」の声あり) そうですか、わかりました。それであれば仕方ありませんけれども、元々の意味は、相手のシャモの目で見て自分の様子が全部わかる。相手の目を持って自分を見つめることができる。だから、動かずとも相手は攻撃してこられないのです。そして来た場合には最小の移動で相手を攻撃できる、これが木鶏です。

市長からもこの辺はよく頭に入れておいて欲しいし、要は相手から自分がどう見えるか。相手の言うことをよく、相手の立場に立って考えると。これが木鶏を目指す人間の私は最低限の心得だと思っています。ぜひとも相手の立場にもう一度よく立ち返って、市長としての責務を果たしていただきたい。これを申し入れて質問を終わります。

議長 以上で一般質問を終わります。本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

議長 次の本会議は明後日12月17日午前9時30分から当議事堂で開きます。

大変ご苦労さまでした。

(午後4時14分)